

平成27年度委託プロジェクト研究

応募要領

【応募受付期間】

平成27年2月6日（金）～平成27年3月26日（木）17：00

※ 本公募は、平成27年度予算政府案に基づき行っているため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

【ご注意】

- ・ 本事業への応募は全て「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。（郵送や直接の持ち込み、E-mail等では一切受け付けません。）
- ・ e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」、「研究者の登録」が必要となります。応募時までには、代表機関だけでなく共同研究機関も研究機関コード・研究者番号を取得していただく必要があります。
- ・ e-Radの登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って手続きを行ってください。

平成27年2月

農林水産省
農林水産技術会議事務局

平成27年度委託プロジェクト研究応募要領

目次

I	はじめに	1
II	委託プロジェクト研究公募課題	1
III	応募	2
1	応募資格等	
2	応募から委託契約までの流れ	
3	応募手続等	
4	説明会の開催	
5	秘密の保持	
6	農林水産研究動向検索システム及び研究課題・研究業績データベースへの研究課題情報等の提供	
IV	委託先の選定	10
1	委託先の選定	
2	選定結果	
V	委託契約	12
1	委託契約の締結	
2	契約上支払対象となる経費	
3	研究開発の運営管理	
VI	研究成果の取扱いと評価	15
1	「国民との科学・技術対話」の推進	
2	研究成果の取扱い	
3	研究課題の評価等	
VII	その他応募に当たっての注意事項	18
1	不合理な重複及び過度の集中の排除	
2	研究費の不正使用	
3	虚偽の申請に対する対応	
4	研究活動の不正行為防止のための対応	
VIII	事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供	22
IX	中小企業の支援	22
X	動物実験等に対する対応	23
XI	問合せ先	23

(別紙資料)

- 別紙 1 収益力向上のための研究開発
- 別紙 2 生産システム革新のための研究開発
- 別紙 3 温暖化適応・異常気象対応のための研究開発
- 別紙 4 森林資源を最適利用するための技術開発
- 別紙 5 海外植物遺伝資源の収集・提供強化
- 別紙 6 営農再開のための放射性物質対策技術の開発

- 別紙 7 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

- 別紙 8 提案書様式

- 別紙 9 農林水産研究委託事業に係る契約方式について

I はじめに

農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）は、平成27年度から実施予定の委託プロジェクト研究について、委託プロジェクト研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。研究の実施（公募課題の受託）を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

なお、本公募は、平成27年度予算政府案に基づき行っているため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

II 委託プロジェクト研究公募課題（詳しくは別紙1～別紙6を御参照ください。）

- (1) 収益力向上のための研究開発（別紙1）
- (2) 生産システム革新のための研究開発（別紙2）
- (3) 温暖化適応・異常気象対応のための研究開発（別紙3）
- (4) 森林資源を最適利用するための技術開発（別紙4）
- (5) 海外植物遺伝資源の収集・提供強化（別紙5）
- (6) 営農再開のための放射性物質対策技術の開発（別紙6）

Ⅲ 応募

1 応募資格等

(1) 応募者の資格要件（単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通）

委託プロジェクト研究公募課題には単独で応募することも、複数の研究機関等からなる研究グループで応募することもできます。グループとして応募する場合には、グループ構成員の中から「代表機関」を選定していただきます。

応募者（単独で応募した場合はその者、グループとして応募する場合は代表機関）は、次の①から⑥までの要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO 法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等（※）であること。

※ 研究機関等とは、国内に設置された法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

A 研究開発（企画調整を含む。）を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。

B 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「**役務の提供等（調査・研究）**」の区分の有資格者であること。（提案書提出時に競争参加資格のない者は、公募課題に係る審査委員会の開催（平成27年4月上旬～中旬を予定）までに競争参加資格の申請を行うとともに、契約（平成27年4月下旬～5月上旬を予定）までに競争参加資格を取得してください。資格が取得できなかった場合は、採択が取消しになります。資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請・調達情報検索サイト

（<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）を参照してください。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）

- ③ 委託契約の締結に当たっては、事務局から提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。具体的には以下の能力・体制を有していること。
- ・国との委託契約を締結できる能力・体制
 - ・事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）
 - ・研究成果の普及、研究実施に係る連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制
- ⑥ 当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する代表者（以下「研究開発責任者」という。）を選定すること。

※ 研究開発責任者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること
- B 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
- C 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること

なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究開発責任者になることを避けてください。

(2) 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グループ（コンソーシアム）を構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、**研究グループの代表機関から応募していただく必要があります。代表機関には、経理責任者を配置し委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。**

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。
- ② 研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結することが確実であること（共同研究方式）。
- ③ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

また、研究グループの代表機関以外の研究グループ参加機関を「共同研究機関等」といいます。

※ 共同研究機関等は、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。
- B 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

(3) 普及・実用化支援組織の参画

研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化させる観点から、できる限り研究グループに、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の機関（以下「普及・実用化支援組織」という。）を参画させてください。普及・実用化支援組織の研究グループへの参画が必須となっている公募課題もあります。詳細は、別紙1から別紙6までを御覧ください。）

なお、研究機関等に普及・実用化の活動を行う組織・部署を有している場合は、それを「普及・実用化支援組織」として位置付けて問題ありません。

提案書の「研究実施体制図」には、「普及・実用化支援組織」であることが分かるように記載してください。

※ 「普及・実用化支援組織」は、共同研究機関等のA及びBの要件に加え、次の要件を満たしていることが必要です。

C 開発される技術等を生産現場等へ導入・普及させるための能力を有していること。

D 研究又は関係機関と生産現場等との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

E 普及に向けた課題解決に必要な助言・指導等ができること。

なお、生産現場等における実証試験を普及・実用化支援組織が担う場合は、以下の要件を追加します。

F 実証試験におけるデータの収集及び得られた知見を研究グループにフィードバックできる能力・体制を有していること。

2 応募から委託契約までの流れ（詳しくは別紙9を御覧ください）

27年2月6日

公募要領の公表

27年2月6日～

府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)
による公募受付開始
<http://www.e-rad.go.jp/>

e-Radポータルサイトにアクセスし、研究機関等及び研究者
情報を登録。ID及びパスワードを取得
注)登録には2週間以上かかる場合があります。

27年2月16・19日
(時間等の詳細は、
Ⅲの4を参照)

説明会の実施

応募要領に従って提案書を作成、e-Rad(研究者ログイン
画面)で応募
注)e-Radで研究者が応募情報の登録確認を「実行」すると、応募課
題の情報が研究機関の事務代表者に対して提出されます。
農林水産省へ提出するためには、所属する研究機関の「承認」が必
要となります。
研究機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に行わない
と、農林水産省に提出したことにはなりませんので十分に御注意く
ださい。

応募者がシステムの「応募課題情報管理」画面にて処理
状況を確認(「配分機関処理中」になっていることを確認)

27年3月26日

応募締切

27年4月上旬
～4月中旬

審査委員会による審査、委託先の決定

27年4月中

委託予定先をホームページにて公表、
e-Radシステムに反映

予算成立後

委託契約の締結

3 応募手続等

(1) 応募方法

応募者は、「e-Rad」を利用して平成27年3月26日（木）17：00までに電子申請を行ってください。e-Radを利用した電子申請の詳細については、別紙7を御覧ください。

e-Rad を利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続を行う必要があります。研究機関等及び研究者情報の登録には、通常でも1～2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の期間を要する場合があります。また、応募手続を期限直前に行うと、多数の応募が集中し、e-Rad の操作に支障が出る場合もありますので、応募は十分な時間的余裕を持って行ってください。

郵送、持参、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、御注意ください。

【e-Radによる受付期間】

- ・ 応募受付期間：平成27年2月6日（金）15：00～
平成27年3月26日（木）17：00（厳守）
 - ・ e-Rad の利用可能時間帯：00：00～24：00
（土・日、祝祭日も利用可能）
 - ・ e-Radのヘルプデスク受付時間：平日9：00～18：00
TEL：0120-066-877（または03-3455-8920）
- ※ e-Rad の利用時間及びヘルプデスクの運用時間は、27年2月6日現在。
今後、変更する可能性がありますので、e-Rad ポータルサイトの「システムのサービス時間」(<http://www.e-rad.go.jp/terms/support/index.html>)を御確認ください。

(2) 応募書類

提案書一式

（提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙8の提案書様式に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。）

(3) 応募に当たっての注意事項

応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。

- ① 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
- ② 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合
- ③ 提案書に虚偽が認められた場合

(4) 応募書類の取扱い

提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う審査委員にも守秘義務を課しています。提案書は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された提案書については事務局が実施する研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査等でも使用する場合があります。また、不採択となった提案書については、事務局において廃棄します。なお、御提出いただいた書類等は、（要件不備の場合を

含めて) 返却しません。

4 説明会の開催

当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、機関ごとに別紙1から別紙6までの参加申込書に御記入の上、説明会の開催前日の12時00分までにFAXにてお申し込みください(会場の都合により、1機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。)

【説明会の日程・時間・場所】

※説明会は2月16日及び19日に開催しますが、それぞれ説明対象のプロジェクト研究課題が異なりますので、ご注意ください。

・収益力向上のための研究開発

〔 水田作及び畑作における収益力向上のための技術開発
国産飼料の安定生産と魅力向上のための技術開発
国産花きの国際競争力強化のための技術開発 〕

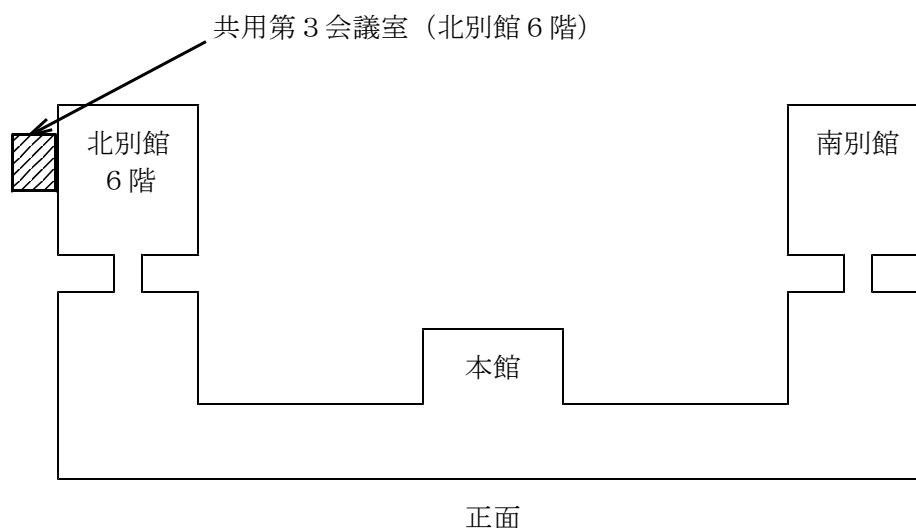
・生産システム革新のための研究開発

〔 畜産・酪農の生産力強化のための技術開発
青果物の調製、鮮度保持、流通・加工技術の開発 〕

上記2課題については、以下のとおり開催。

日時：平成27年2月16日(月曜日)13時30分～

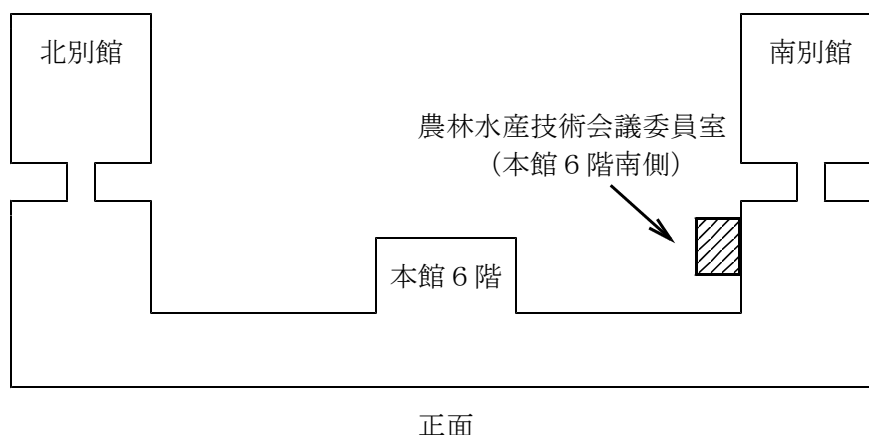
会場：農林水産省 北別館6階 共用第3会議室(ドアNo.北602)



- ・ 温暖化適応・異常気象対応のための研究開発
 - ・ 森林資源を最適利用するための技術開発
 - ・ 海外植物遺伝資源の収集・提供強化
 - ・ 営農再開のための放射性物質対策技術の開発
- 上記4課題については、以下のとおり開催。

日時：平成27年2月19日（木曜日）13時30分～

会場：農林水産省 本館6階 農林水産技術会議委員室（ドアNo. 本678）



5 秘密の保持

委託プロジェクト研究に係る応募書類及び e-Rad への登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報、委託プロジェクト研究の採択の採否の連絡、採択課題に係る契約手続、評価の実施、e-Rad を経由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、事務局が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名、研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に行います。以上のことをあらかじめ御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

6 農林水産研究動向検索システム及び研究課題・研究業績データベースへの研究課題情報等の提供

採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題、研究概要、研究実施機関、研究者、予算、業績等）は、農林水産研究動向検索システム（非公開）に登録し、事務局が業務のために利用します。また、研究課題・研究業績データベース※において一般に公開しますのであらかじめ御了承ください。

※ 研究課題・研究業績データベースとは、農林水産研究動向検索システムに登録された研究情報のうち、課題ごとの予算額、担当人数、担当者、特許情報を除いた研究課題及び研究実績（論文等）の情報を収録したデータベースです。農林水産技術会議事務局筑波事務所が運営するウェブサイトのAGROPEDIA（<http://www.agropedia.affrc.go.jp/top>）において提供（公開）しています。

IV 委託先の選定

1 委託先の選定

(1) 選定方法

委託予定先の選定は、外部専門家（大学、企業などの研究者等）等で組織する審査委員会において、(2)の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、原則としてヒアリングを実施しますので、プレゼンテーション用資料を御用意いただきます。なお、プレゼンテーションの時間は別途担当者より御連絡いたします。また、追加資料等の提出を求める場合があります。

また、審査委員の所属、氏名等は、委託先決定後、ホームページで公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

(2) 審査基準

委託先の選定は、別紙1から別紙6にある各研究課題の審査基準に沿って行います。

(3) 委託予定先の決定方法

委託予定先は、審査の結果、得点の合計を平均した点（以下「平均点」という。）が最高となった提案書の提案者とします。ただし、当該平均点が最高となった提案書について審査項目の1つ以上において「D：妥当でない／十分でない」の評価があった場合、又は平均点が満点の50%を超えない場合は、審査委員会で審議の上、当該提案書の提案者を委託予定先としないことができるものとします。提案書が一つしかない場合も同様とします。

最高点を得た提案書が複数ある場合の判断基準は、次のとおりとします。

- ①「A：妥当／十分」の獲得数を審査に参加した委員数で割った数（以下「平均数」という。）がより多い提案書の提案者を委託予定先とする。
- ②「A」の平均数が同数の場合は、「B：概ね妥当／概ね十分」の平均数がより多い提案書の提案者を委託予定先とする。
- ③「B」の平均数も同数の場合は、「C：やや不適當／やや不十分」の平均数がより多い提案書の提案者を委託予定先とする。
- ④「C」の平均数も同数の場合は、審査委員の中から互選された座長が委託予定先を決定する。

また、委託予定先に対し、必要に応じて、研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと事務局が判断したときは、委託予定先としないことがあります。

(4) 委託予定先との契約締結が不可になった場合等の対応

委託予定先の決定後、留意事項の全部又は一部が実行できない場合等、委託予定先との契約締結が不可になった場合は、(3)の決定方法に基づいて、当初の委託予定先の提案書以外の提案書から委託予定先を改めて選定します。

(5) 委託予定先が選定されなかった場合等の対応

応募資格を満たす研究機関等からの応募がなかった場合や、いずれの提案書も委託予定先として選定されなかった場合には、再公募を行います。

2 選定結果

(1) 選定結果等の通知

選定結果は、平成27年4月上～中旬頃に速やかに応募者に通知します。採択の場合は、必要に応じて、研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと事務局が判断したときは、委託予定先としないことがあります。また、不採択の場合は、審査委員のコメントなどその理由を付して通知します。

また、委託予定先名（研究グループによる応募の場合は、研究グループを構成する全機関名）を農林水産省のホームページで公表します。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

(2) 複数採択

多様な研究機関等による研究を促進する観点から、公募課題によっては、複数の応募者を採択する場合があります。

V 委託契約

1 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

IV 1 (1) により採択された者と、委託契約を締結します(研究グループにより研究課題を実施する場合は、研究グループと農林水産省が直接委託契約を締結します。詳しくは別紙9を御覧ください)。

また、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

3のプロジェクト研究運営委員会(以下「運営委員会」という。)においては、研究開発責任者の参加を求める場合がありますが、委託契約の締結前に開催する際には、研究開発責任者に旅費等の負担を求めることがありますので、御承知おきください。

(2) 翌年度の取扱い

平成28年度以降の研究課題は、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとします。

ただし、運営委員会における研究の進捗状況の点検の結果により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、次年度以降、委託費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行います。

2 契約上支払対象となる経費(委託契約実施細則「Ⅱ. 委託費の内容」参照)

(1) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

① 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

ア 人件費：研究・開発に直接従事する研究開発責任者、研究員等の人件費。

なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人(地方公共団体を含む。)については、常勤職員の人件費は計上できません。

イ 謝金：委員会の外部委員等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金

ウ 旅費：国内外への出張に係る経費

エ 試験研究費

- ・ 機械・備品費：委託プロジェクト研究の研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が5万円以上の物品とします。ただし、研究開発用器具及び備品(試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡)については、取得価格が10万円以上の物品とします(ただし、借用(リース等)の方が経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借用してください。この場合の経費は、借料及び損料になります。)

- ・ 消耗品費：委託プロジェクト研究の研究課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品

- ・ 印刷製本費：報告書、資料等の印刷、製本に係る経費

- ・ 借料及び損料：物品等の借料及び損料

- ・ 光熱水料：研究施設等の電気、ガス及び水道料
 - ・ 燃料費：研究施設等の燃料（灯油、重油等）費
 - ・ 会議費：委員会等の開催に係る会議費
 - ・ 賃金：委託プロジェクト研究に従事する研究補助者等に係る賃金
 - ・ 雑役務費：物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等
- オ その他必要に応じて計上可能な経費：外国人招へい旅費・滞在費等
- ② 一般管理費：エの試験研究費の15%以内
- ③ 消費税等相当額：①及び②の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。
- ※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※2）を人件費単価に乗じた額としてください。
- ※2 エフォート（研究専従率）
総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。
- ※3 直接経費に計上できるものは、研究課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。
また、委託プロジェクト研究を含む複数の外部資金から研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、委託プロジェクト研究の研究課題に直接従事する時間数により算出することになります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行ってください。
- ※4 一般管理費は直接経費以外で委託プロジェクト研究に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、委託プロジェクト研究に係る経費として明確に区分してください。

（2）購入機器等の管理

委託プロジェクト研究により受託者（研究グループにより公募課題を実施する場合は、研究グループを構成する全機関をいう。以下同じ。）が取得した物品（機械・備品費で購入した機械装置等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。管理のため、委託プロジェクト研究の購入物品であることを、管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼るなどの方法により、明示してください。

なお、取得した物品（試作品を含む。）の委託プロジェクト研究終了後の取扱いについては、個別に、当局への返還の可否を決定します。

3 研究開発の運営管理

事務局は、研究開発責任者と密接な関係を維持しつつ、委託プロジェクト研究の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

委託プロジェクト研究の運営管理は、「委託プロジェクト研究の実施について」（平成18年2月23日付け17農会第1466号農林水産技術会議事務局長通知）に基づき実施します。

「委託プロジェクト研究の実施について」の概要

- ① 事務局は、委託プロジェクト研究の開始に当たり、各委託プロジェクト研究の進行管理、関係各局との調整等を行う責任者として、プログラムオフィサー（PO）を事務局内に設置します。POは、研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、関係者に報告し、必要に応じて研究開発責任者（プロジェクトリーダー）に対し指導等を行います。
- ② 事務局は、委託プロジェクト研究毎に、運営委員会を設置します。
運営委員会は、POを委員長とし、事務局の関係課室や外部専門家（大学、企業等の研究者等）等により構成します。なお、必要に応じ、行政部局の関係課室長等や研究開発責任者の参加を求める場合があります。
運営委員会では、
 - ・実施期間全体及び毎年度の研究実施計画案の策定
 - ・研究の進捗状況、成果の把握等を行います。なお、初年度を除き、翌年度の研究実施計画案の策定に当たっては、研究の進捗状況、評価結果等を踏まえて検討します。
なお、研究開発責任者には、POの指導のもと、同一委託プロジェクト研究における他の研究開発責任者と連携体制を整備し、研究の進捗状況の整理、研究実施計画案の作成等に御協力いただくこととなります。

VI 研究成果の取扱いと評価

1 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組指針）※に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。（※については、内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>）を御覧ください。）

2 研究成果の取扱い（委託契約実施細則「VI. 研究成果に関する事項」参照）

（1）研究成果の報告等

受託者には、委託プロジェクトの研究成果に係る発明等が得られた場合には発明等報告書及び契約期間終了時には委託事業実績報告書を遅滞なく、事務局に提出していただきます。また、委託プロジェクト研究終了後の翌年度に事務局で発行する「研究成果」シリーズのために、原稿を提出していただきます。

（2）知的財産権（※）の帰属

委託プロジェクト研究を実施することにより研究成果に係る知的財産権が得られた場合、当該知的財産権は事務局に帰属されますが、受託者（研究グループにより委託プロジェクト研究を実施する場合は、研究グループを構成する全機関又はその一部）が、以下の事項の遵守を約することを条件に、事務局は当該知的財産権を譲り受けないことができます。

※ 知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、海外におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利を言います。

- ① 委託プロジェクト研究の研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に事務局に報告すること（（1）における発明等報告書の提出）。
- ② 事務局が公共の利益のために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合、事務局に対して当該知的財産権を無償で許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、このことにつき正当な理由が認められない場合であって、事務局が特に必要があるとして理由を明らかにして求める場合に、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ④ 当該知的財産権を第三者に移転又は許諾する場合には、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次のアからウまでに規定をする場合を除き、あらかじめ事務局の承認を受けること。
 - ア 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は許諾をする場合
 - イ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12

条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転又は許諾をする場合

ウ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は許諾をする場合

- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ事務局の承諾を得ること。

なお、研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。

(3) 知的財産権の管理

知的財産権については、次の事項についても御留意願います。

- ① 委託プロジェクト研究は、国の委託による研究であることから、委託研究で得られた知的財産権については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していくことが重要です。この観点から、委託契約書の規定等に基づき第三者への許諾等、知的財産権の適切な活用に向けた措置を事務局から働きかける場合があります。また、受託者が(2)の条件を遵守しない場合、研究成果に係る知的財産権を帰属させることはできませんのでご留意ください。
- ② 委託プロジェクト研究の研究成果によって得られた知的財産権の非営利目的の研究のための活用及びライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日総合科学技術会議決定)及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議)に基づき、対応することとします。(詳しくは、http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2015/project_2015_01.htmを御覧ください。)
- ③ 特許法では、発明者が特許を受ける権利を有していますが、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下「従業者等」という。)が職務として研究・開発した結果完成した発明(職務発明)に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者、法人、国又は地方公共団体(以下「使用者等」という。)の貢献を認めて、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継すること(あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと。)を認めています。
受託者である法人と、その従業員の間の特許権の帰属については、受託者内部の話ではありますが、受託者(研究グループにより研究を実施する場合は、研究グループの構成する全機関)において職務発明規程等が定められていない場合、知的財産権の承継に当たり不都合が生じますので、委託プロジェクト研究の契約締結後速やかに整備してください。
- ④ 出願前に研究成果を公開した場合、新規性が失われ知的財産権を受けることができなくなる場合がありますので、御注意ください。

(4) 研究成果の公表

受託者は、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等において、研究課題に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を事務局に協議してください。また、公表に当たっては、研究課題に係る活動又は成果であることを明記してください。

委託プロジェクト研究の研究成果については、委託プロジェクト研究終了後、事務局が、研究成果発表会や、成果パンフレット等により公表する場合があります。その際、研究機関等に協力を求めることがありますので御承知おきください。

(5) 研究成果に係る秘密の保持

委託プロジェクト研究に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（研究グループによる研究成果である場合は、研究グループ外の者）に提供する場合は、事前に事務局と協議する必要があります。

3 研究課題の評価等

事務局は、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成23年1月27日農林水産技術会議決定）等に基づき、研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査を実施します。

また、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」に基づく評価のほか、プロジェクト研究運営委員会において研究の進捗状況の点検を実施します。

なお、追跡調査は、得られた研究成果の普及・活用状況について、成果の公表から2年、5年、更に必要に応じて10年経過時に、実施する予定としています。

受託者には、研究課題の評価及び追跡調査に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。評価結果等は、研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

VII その他応募に当たっての注意事項

1 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2011/pdf/sisin_etc-05.pdf）に基づき、競争的資金に限らず委託プロジェクト研究資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

（1）応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除の確認のため、応募内容の一部（研究開発課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を他の配分機関等に情報提供する場合があります。

（2）不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究課題（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

2 研究費の不正使用

(1) 不正使用防止に向けた取組

研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しています。これらを遵守して委託プロジェクト研究を実施してください。なお、その実施状況の報告等をしていただくだけでなく、場合によっては体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合がありますので、御承知おきください。

（※については、http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2015/project_2015_01.htm を御覧ください。）

取組の一環として、事務局においては、委託プロジェクト研究の経費執行に当たり、研究開発責任者、研究実施責任者、経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備及び確認を行います。

具体的には、以下のとおり行う予定です。

- ① 応募申請時：研究グループを構成する全構成機関に関して、研究実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にさせていただきます。（別紙8（提案書様式）2-1）
- ② 受託者決定後：課題採択が決定し次第、新規課題を実施する研究機関の研究開発責任者（コンソーシアムを形成する場合にはコンソーシアム全体の経理を統括する者（以下「経理統括責任者」という。）を含む。）に対し、経費の適正執行について説明を行います。
- ③ 実施1年目：国からの経費受入れに不慣れと思われる機関に対しては、必要に応じ現地指導を実施する場合があります。
- ④ 実施2年目以降：適正に執行されているか確認が必要と思われる機関に対しては必要に応じ、現地指導を実施する場合があります。

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

委託プロジェクト研究及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、委託プロジェクト研究に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者
 - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間
 - イ ア以外による場合
 - a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

- b a及びc以外の場合：2～4年間
 - c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間
 - ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間
 - ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、委託プロジェクト研究への応募又は参加を認めないこととします。

なお、事務局が公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」を御覧ください。

(http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2015/project_2015_01.htm)

3 虚偽の申請に対する対応

委託プロジェクト研究にかかる申請内容において、虚偽が明らかになった場合、実施研究課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返済、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により委託プロジェクト研究から資金を受給した研究者等及びそれに共謀した研究者等については2（2）の不正使用を行った場合と同様の措置を取ります。

4 研究活動の不正行為防止のための対応

（1）不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為に関し、「研究不正行為への実効性のある対応について」（平成26年9月19日総合科学技術・イノベーション会議決定）及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野

庁長官及び水産庁長官通知※)を踏まえ、「農林水産省における研究活動の不正行為への対応に関する規程」(平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※)を策定しています。委託プロジェクト研究で実施する研究活動には、このガイドライン等が適用されます。各機関においては、ガイドライン等に基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただく必要があります(研究倫理教育を実施していない機関は、委託プロジェクト研究に参加することはできません)。また、研究活動の特定不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動の特定不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。

(※農林水産省の上記ガイドライン及び規程については、
<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm> を御覧ください。)

(2) 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、委託プロジェクト研究をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- ② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

さらに、各機関の体制整備状況等について調査を行い、体制不備が認められた機関には、改善事項等を示した管理条件を付しますが、その履行が認められないや正当な理由無く調査が遅れた場合は、研究に係る経費の一部を削減する可能性があります。

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

VIII 事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供

農林水産研究開発の効率化・効果的な推進等を図るため、農林水産省の事業に参画する者に対して、農林水産技術会議事務局筑波事務所の農林水産研究情報総合センターが運用する研究技術情報及び計算資源※を提供しています。

(<http://itcweb.cc.affrc.go.jp/affrit/beginner>)

利用を希望する場合、ホームページに記載された利用手続に従って申請を行ってください。

なお、詳しくは、農林水産技術会議事務局筑波事務所情報システム課企画運用係 (Tel.029-838-7344) へお問い合わせください。

※ 研究技術情報及び計算資源とは、具体的には次のとおりです。

- ・ 研究情報 (文献情報、研究課題、研究成果、全文情報等)
- ・ 科学技術計算システム (大規模演算サーバ (スーパーコンピュータ) 及び科学技術計算アプリケーション (数値・統計解析、計算化学、構造・流体解析等))
- ・ 以上のほか、その他情報 (気象データ、地図データ、農林水産統計データ等) の提供のほか、利用支援等を実施

IX 中小企業の支援

平成27年度委託プロジェクト研究公募課題については、今後「中小企業技術革新制度 (SBIR制度)」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます。(それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。)

① 日本政策金融公庫の低利貸付制度 (特別利率③: 0.5%/年※平成26年12月10日現在) が利用できます

※5年以内の貸付で担保・保証人がある場合。貸出条件等によって金利が変動します。

② 特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減 (半額) されます

③ 市中銀行から資金借入を行う際に利用できる信用保証協会の債務保証枠の拡大や特別枠が設定されます (平成27年度末までに交付されたものに限り)

④ 資本金3億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます

⑤ 各都道府県に設置された貸与機関が行う設備資金貸付において、貸付金額及び貸付割合が拡大されます (平成27年度末までの貸付が対象となります)

※都道府県によっては事業を実施していないところがあります

⑥ 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるように努めています

⑦ 「SBIR 特設サイト」において研究開発成果などの事業 PR ができます

これら中小企業技術革新制度 (SBIR) についての説明等は、SBIR特設サイトを御覧ください。 (<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>)

X 動物実験等に対する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」
(平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知※)に定められた動物種
を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されて
いる関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。
(※については、農林水産省のホームページ
(http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html) を御覧ください。)

XI 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記にお
いて受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特
定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問
合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容
を全て農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますの
で御了承ください。

記

【プロジェクト研究の公募課題について】

別紙1から別紙6までの問合せ先を御参照ください。

【契約事務について】

農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班
担当者 照井
TEL : 03-3502-7967
FAX : 03-5511-8622

【e-Radについて】

e-Rad ヘルプデスク
TEL : 0120-066-877
または03-3455-8920
e-Rad ポータルサイトの「ヘルプデスクへのお問い合わせ」
(<http://www.e-rad.go.jp/contact/index.html>) も御確認ください。

【その他応募要領全般について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課企画班
担当者 一関、古賀
TEL : 03-3502-7438
FAX : 03-3593-2209

収益力向上のための研究開発

1 水田作及び畑作における収益力向上のための技術開発

(1) 事業概要

内閣に設置された農林水産業・地域の活力創造本部において一昨年 12 月に決定され、昨年 6 月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、10 年間で農業・農村全体の所得を倍増させることを目標としており、我が国の農業総産出額の約半分を占める水田作及び畑作における収益力を向上させることが農業政策上の重要な課題となっています。

このため、小麦作・大豆作における収量性の低迷、水田輪作体系における収益性の低迷、肥料価格の高止まり等の課題に対応するための技術の開発を推進します。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

●公募研究課題 1：多収阻害要因の診断法及び対策技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

大豆及び小麦について、水田転換畑の排水性、土壌物理性、化学性等の悪化、雑草・病害虫の蔓延等、ほ場毎に異なる多収阻害要因を普及指導員、農業者等が自ら診断し、対策を講ずることを可能とするための技術を開発し、生産現場においてその効果を実証します。

我が国において栽培が拡大しつつある薬用作物について、その収量性に対して最も影響が大きい雑草の蔓延に対応するための除草機を開発し、生産現場においてその効果を実証します。

イ 達成目標（最終目標）

開発された技術の適用により、大豆については 250kg/10a 以上、小麦については 500kg/10a 以上の収量を得られることを地域ブロック毎に実証します。

大豆、小麦及び薬用作物について、単位収量当たりの生産コストが減少することを生産現場において実証します。

除草機については、実証試験用のプロトタイプを製造するとともに、製品化に向けた課題を具体的に整理します。

大豆及び小麦の多収阻害要因の診断法及び対策手法を体系化した農業者向けのマニュアルを作成します。

ウ 研究実施期間（予定）

平成 27 年度～平成 31 年度（5 年間）

エ 平成 27 年度の委託研究経費限度額

220,000 千円

〈留意事項〉

多収阻害要因の診断法及び対策手法の開発においては、生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織を研究グループに加えること

とし、当該普及・実用化支援組織は、開発した診断法及び対策手法の普及に努めてください。また、研究成果を公知化してください。

除草機の開発においては、民間企業を研究グループに加えることとし、当該民間企業は、開発された除草機の商品化を目指してください。

●公募研究課題2：水田複合経営の新作型の開発に向けた研究

ア 研究開発の具体的内容

稲作経営の収益を向上させ得る、野菜等の新たな輪作品目を特定するとともに、当該品目の利用を組み入れた水田複合経営の仮想の営農モデルを策定します。併せて、当該モデルを実現可能なモデルとするために必要な作型に関する技術開発の課題を網羅的に明確化します。

イ 達成目標（最終目標）

仮想の営農モデルは、少なくとも北海道、東北、関東・東海・北陸、近畿・中国・四国及び九州の5つの地域別に策定し、かつ、それぞれの地域における稲作経営体の平均収益の3割以上増加に繋がるものとします。また、何れかの地域における仮想の営農モデルを、中山間地域に対応したものとします。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度（1年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

10,000千円

〈留意事項〉

仮想の営農モデルの策定に当たっては、新たな輪作作物を導入する際のイニシャルコストも考慮してください。

本研究により明確化される作型に関する技術開発の課題は、技術開発のシーズが存在し、かつ、現場への導入可能性が高いと考えられるものとします。

●公募研究課題3：生産コストの削減に向けた効率的かつ効果的な施肥技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

適量の窒素施肥等を可能とするため、土壌中の可給態窒素量等の簡易かつ迅速な測定技術を開発し、我が国の代表的な土壌タイプを複数含む生産現場等の土壌に適用して、その精度を実証します。また、水田、水田転換畑及び普通畑での作付に関し、可給態窒素、交換性カリウム等、土壌中に残存している肥料成分の量に応じた適正な施肥量を明らかにし、土壌中肥料成分の測定結果に基づく適正施肥量の判断基準を体系化します。

イ 達成目標（最終目標）

可給態窒素等の測定技術は、農業者、普及指導員、公設試験場の職員等が容易に利用できる程度に簡易、迅速かつ安価なものとし、新たな機器を開発する場合には、実証試験用のプロトタイプを製造します。

土壌中肥料成分の測定法と体系化された適正施肥量の判断基準に関するマニュアルを作成するとともに、当該マニュアルの活用により、施肥量を実際に削減できること、測定費を考慮して生産費を低減できること及び生育に支障がな

いことを生産現場において実証もします。

ウ 研究実施期間（予定）
平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額
55,000千円

〈留意事項〉

可給態窒素等の測定技術の開発において新たな機器を開発する場合には、民間企業を研究グループに加えることとし、当該民間企業は、開発された機器の商品化を目指してください。

生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織を研究グループに加えることとし、当該普及・実用化支援組織は、測定技術の普及に努めてください。また、新たな機器を開発する場合における当該開発に係る研究成果を除き、研究成果を公知化してください。

●公募研究課題4：生産コストの削減に向けた有機質資材の活用技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

平成24年より家畜ふん堆肥等を普通肥料と混合し、成型した肥料の公定規格が新設され、成分調整された有機質資材の活用が期待されています。また、緑肥導入にあたっては、化学肥料の代替効果が確認されていますが、今後は、土作り効果も含めた経済性の評価が重要です。このため、有機質資材の利用の効果が高いと考えられる作物について、養分持ち出し量と有機質資材による養分投入量のバランスに配慮した持続性の高い緑肥、成分調整された堆肥等の有機質資材を活用することにより、化学肥料のみを利用した場合と比較して、生産物の収量及び品質を低下させることなく施肥及び土作りに要するコストを削減する技術を開発し、生産現場においてその効果を実証します。

イ 達成目標（最終目標）

有機質資材を活用した施肥技術が、化学肥料の投入量を約50%以上削減でき、かつ、作物の生産コストを実際に引き下げることが生産現場において実証し、適用可能な品目及び土壌の種類を明示した農業者向けの利用マニュアルを作成します。

ウ 研究実施期間（予定）
平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額
45,000千円

〈留意事項〉

有機質資材の活用技術の開発においては、生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織を研究グループに加えることとし、当該普及・実用化支援組織は、開発された技術の普及に努めてください。

有機質資材に併せて微生物資材等の土壌改良資材を活用することは排除しませ

んが、当該資材については、効果の再現性があり、効果を示すもの（微生物の種、物質名など）が分かっており、かつ、効果のメカニズムがある程度判明しているものとしします。

利用マニュアルの作成に当たっては、農作業が必要以上に煩雑なものにならないよう、十分に留意してください。

（３）委託件数

公募研究課題ごとに、原則として1件とします。

（４）問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

- 公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略・除染）室
公募研究課題1，3及び4 担当者 小松
公募研究課題2 担当者 西村
TEL：03-6744-2214
FAX：03-3502-4028

- 契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 照井
TEL：03-3502-7967
FAX：03-5511-8622

委託プロジェクト研究の公募説明会 参加申込書
(水田作及び畑作における収益力向上のための技術開発)

農林水産省 農林水産技術会議事務局
研究統括官(食料戦略、除染)室 宛
(fax : 03-3502-4028)

平成 年 月 日

該当委託プロジェクト研究名
水田作及び畑作における収益力向上のための技術開発

研究機関等の名称 :

参加希望人数 : 人

所属・役職 :

氏名 :

所在地 :

連絡先 : tel fax

e-mail :

その他 :

注)「所属・役職」欄以降の記載に当たっては、当該説明会参加を希望する者のうち、連絡窓口となる1名について記載して下さい。

委託プロジェクト研究「水田作及び畑作における収益力向上のための技術開発」
 (公募研究課題「水田複合経営の新作型の開発に向けた研究」は除く。)
 の公募に係る審査基準

審査項目	審査基準 各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A (10点)、B (7点)、C (3点)、D (0点)	
研究開発の趣旨	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	<p>A：十分に整合性がとれている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。</p>
研究開発計画	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が技術的に優れているか。	<p>A：技術的に優れている。</p> <p>B：技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。</p> <p>C：やや不十分な点が見受けられる。</p> <p>D：技術的に劣っている。</p>
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	<p>A：十分実現可能性が高い。</p> <p>B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。</p> <p>C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。</p> <p>D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p>
研究開発体制	提案の研究開発内容を	A：十分な技術能力及び設備を有している。

	<p>遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。</p>	<p>B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。</p> <p>C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。</p> <p>D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p>
	<p>研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。</p>	<p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。</p> <p>B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。</p> <p>C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。</p> <p>D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
研究開発経費	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。</p>	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。</p> <p>C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。</p> <p>D：予算配分が明らかに非効率である。</p>
技術の普及可能性	<p>研究開発された成果の普及可能性はあるか。</p>	<p>A：十分に普及が見込まれる。</p> <p>B：普及の可能性があると認められる。</p> <p>C：普及の可能性が低いと考えられる。</p> <p>D：ほとんど普及が見込まれない。</p>

委託プロジェクト研究「水田作及び畑作における収益力向上のための技術開発」
のうち公募研究課題「水田複合経営の新作型の開発に向けた研究」の公募に係る審査基準

審査項目	審査基準 各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A（10点）、B（7点）、C（3点）、D（0点）	
研究開発の趣旨	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	<p>A：十分に整合性がとれている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。</p>
研究開発計画	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	仮想の営農モデルの策定において、採用する研究手法と営農モデルにおける収益・費用の項目が明確であるか。	<p>A：手法、モデルの項目とも明確である。</p> <p>B：手法、モデルの項目のいずれか又は両方が一部不明確であるが、大きな問題にはならない。</p> <p>C：手法、モデルの項目のいずれか又は両方が不明確であり、見直しを要する。</p> <p>D：手法、モデルの項目のいずれか又は両方が不明確であり、見直し等では対応が困難と思われる。</p>
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	<p>A：十分実現可能性が高い。</p> <p>B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。</p> <p>C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。</p> <p>D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを</p>

		計画している等)。
研究開発体制	提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力（技術開発シーズの把握を含む）や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。	<p>A：十分な技術能力及び設備を有している。</p> <p>B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。</p> <p>C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。</p> <p>D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p>
	研究開発の実施体制が、地域農業を取り巻く諸条件を適切に考慮・検討しうるものであるか、管理能力等に優れているか。	<p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。</p> <p>B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。</p> <p>C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。</p> <p>D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
研究開発経費	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。</p> <p>C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。</p> <p>D：予算配分が明らかに非効率である。</p>
技術の普及可能性	研究成果が今後の研究課題の立案に貢献するものであるか。	<p>A：十分な貢献が見込まれる。</p> <p>B：ある程度の貢献が見込まれる。</p> <p>C：あまり貢献が見込まれない。</p> <p>D：ほとんど貢献が見込まれない。</p>

2 国産飼料の安定生産と魅力向上のための技術開発

(1) 事業概要

畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛で約4割、養豚及び養鶏で約6割となっており、飼料価格、特に濃厚飼料原料の大宗を占める輸入穀物の価格の動向は、畜産経営に大きく影響します。我が国の畜産・酪農の競争力を強化するためには、飼料の国産化を進め、輸入飼料への過度の依存（平成25年度の濃厚飼料自給率は12%（概算））から脱却する必要があることから、価格・栄養面で輸入飼料に対抗できる国産飼料の生産・給与技術、飼料用米の生産・利用を促進するための技術、タンパク源としての利用が可能な国内資源の効率的・効果的な利用技術等の開発を推進します。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

●公募研究課題1：飼料用米の収量を高位安定化させる生産技術等の開発

ア 研究開発の具体的内容

既存の多収の飼料用米品種に各地で問題となっている病害虫への抵抗性を導入した品種、及び1t/10aを超える高い収量ポテンシャルと各地で問題となっている病虫害への抵抗性を併せ持つ品種を育成するとともに、当該品種及び既存の飼料用米品種を対象として、生産コストの大幅な低減を可能とする栽培技術を開発し、生産現場において病害虫への抵抗性とコスト低減効果を実証します。

高糖分高消化性と病害への抵抗性を併せ持つホールクロップサイレージ用稲品種を育成します。

イ 達成目標（最終目標）

既存の多収品種に病害虫抵抗性を導入した品種の育成においては、800kg/10a以上の収量を安定的に得られ、かつ、生産コストが95円/kg以下になる品種を地域ブロック毎に1以上、1t/10aを超える多収性と病害虫抵抗性を併せ持つ品種の育成においては、1t/10a以上の収量を安定的に得られ、かつ、生産コストが90円/kg以下になる品種を1以上育成し、それぞれについて、生産現場のほ場においてその効果を実証するとともに、農業者向けの栽培・利用マニュアルを作成します。

ホールクロップサイレージ用稲品種は、1品種以上育成します。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

110,000千円

〈留意事項〉

生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織を研究グループに加えることとし、当該普及・実用化支援組織は、開発した品種・技術の普及に努めてください。

品種に係る知的財産権の利用許諾を国内の事業者幅広く行うとともに、栽培技術に関する研究成果を公知化してください。

ホールクロップサイレージ用稲品種の育成は、「公募研究課題3：栄養収量の高い国産飼料の低コスト生産・利用技術の開発」のうちのホールクロップサイレージ用稲品種の給与技術の開発と連携しつつ推進してください。

●公募研究課題2：飼料用米の給与による畜産物の差別化技術及び家畜の健全性向上技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

飼料用米を給与された豚及び飼料用米とエコフィードを組み合わせた飼料を給与された豚の肉質（成分、テクスチャーなど）について、トウモロコシ主体の慣行飼料を給与された豚の肉質と異なる点を様々な角度から探索して可能な限り網羅的に明らかにし、当該差異のうち市場価値の向上に繋がるものを特定するとともに、当該差異を客観的に評価する技術を開発します。また、豚肉の市場価値及び豚の健全性を向上させる飼料用米の保存法及び給与法を開発し、飼料用米等の給与により差別化された豚肉の生産と豚の健全性の向上を生産現場において実証します。

飼料用米を給与された鶏の肉質・卵質（成分、テクスチャーなど）について、トウモロコシ主体の慣行飼料を給与された鶏の肉質・卵質と異なる点を様々な角度から探索して可能な限り網羅的に明らかにし、当該差異のうち市場価値の向上に繋がるものを特定するとともに、当該差異を客観的に評価する技術を開発します。また、鶏肉・鶏卵の市場価値及び鶏の健全性を向上させる飼料用米の保存法及び給与法を開発し、飼料用米の給与により差別化された鶏肉・鶏卵の生産と鶏の健全性の向上を生産現場において実証します。

飼料用米を給与された牛の肉質（成分、テクスチャーなど）について、トウモロコシ主体の慣行飼料を給与された牛の肉質と異なる点を様々な角度から探索して可能な限り網羅的に明らかにし、当該差異のうち市場価値の向上に繋がるものを特定します。また、粳米の乳用牛向けの調製・給与技術を確立します。

イ 達成目標（最終目標）

市場価値の向上に繋がる肉質・卵質の差異の特定においては、豚・鶏・牛のそれぞれにおいて1種類以上の差異を特定します。

肉質・卵質の評価技術は、飼料用米を給与された豚肉、鶏肉及び鶏卵の市場価値を向上させる表示を可能とする情報を提示できるものとします。

肉・卵の市場価値の向上に繋がる飼料用米の保存法及び給与法の開発においては、従来の飼料を利用した場合よりも飼養コストが減少するものを目指すこととし、少なくとも、市場価値の向上により増加すると考えられる収益の増加分を飼養コストの増加分が超えないようにします。

健全性の向上に繋がる飼料用米の保存法及び給与法については、豚については出荷までの飼育期間を5日間以上短縮させることを、肉用鶏については出荷までの飼育期間を1日間以上短縮させることを目標とします。

粳米の乳用牛への給与技術については、粳米の高泌乳牛への適正な給与水準を提示することを目標とします。

豚肉の市場価値及び豚の健全性を向上させる飼料用米の保存法及び給与法、鶏肉・鶏卵の市場価値及び鶏の健全性を向上させる飼料用米の保存法及び給与法、並びに牛肉の市場価値を向上させる飼料用米の給与法及び粳米の乳用牛へ

の給与法については、農業者及び流通関係者向けのマニュアルを作成します。

ウ 研究実施期間（予定）
平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額
123,358千円

〈留意事項〉

生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織を研究グループに加えることとし、当該普及・実用化支援組織は、開発された技術の普及に努めてください。また、製品開発を要する場合は、民間企業も研究グループに加えることとし、当該民間企業は、開発された技術を利用するための装置等の商品化を目指してください。製品開発を要しない場合は、研究成果を公知化してください。

鶏肉・鶏卵に関する課題について、実証試験を行う養鶏農家が確保できない場合は、試験研究機関が連携した協定試験を実施してください。

●公募研究課題3：栄養収量の高い国産飼料の低コスト生産・利用技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

イアコーンサイレージ以上の高栄養価の飼料を国内で生産できるようにするための飼料用トウモロコシの品種の選定並びに栽培、調製及び給与技術の開発を行い、生産現場においてそれらの効果を実証します。

耐湿性を有する青刈りトウモロコシ用の品種など、安定的に高い収量性を示す飼料用作物の品種を育成します。また、飼料用作物品種の低コスト栽培技術を開発し、生産現場においてこれらの効果を実証します。

高糖分高消化性と病害への抵抗性を併せ持つホールクロップサイレージ用稲品種の生産技術及び乳用牛への給与技術を確立し、生産現場においてその効果を実証します。

イ 達成目標（最終目標）

高栄養価の飼料用トウモロコシの品種の育成及び栽培、調製及び給与技術の開発においては、輸入トウモロコシと同等の TDN 当たりの価格で供給できるようにすることを目指します。また、栽培、調製及び給与技術については、農業者向けのマニュアルを作成します。

高収量性の飼料用作物の育成においては、従来の飼料用作物と比較して概ね5%以上栄養収量が増加するとともに、栽培技術の開発においては、単位収量当たりの生産コストが減少することを生産現場において実証し、農業者向けのマニュアルを作成します。

ホールクロップサイレージ用稲品種の利用技術の開発においては、当該品種の高泌乳牛への適正な給与水準を提示するとともに、生産現場において、従来の稲ホールクロップサイレージを給与した場合と比較して、飼料コストが減少することを実証し、農業者向けのマニュアルを作成します。

ウ 研究実施期間（予定）
平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額
130,000千円

〈留意事項〉

生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、農業者、普及指導員、TMRセンター等の開発技術の利用者を研究グループに加えてください。

品種に係る知的財産権の利用許諾を国内の事業者幅広く行うとともに、栽培、調製及び給与技術に関する研究成果を公知化してください。ただし、民間企業が参画して行う飼料の調製技術に関する研究の成果を除きます。

ホールクロップサイレージ用稲品種の給与技術の開発は、「公募研究課題1：飼料用米の収量を高位安定化させる生産技術等の開発」のうちのホールクロップサイレージ用稲品種の育成と連携しつつ推進してください。

(3) 委託件数

公募研究課題ごとに、原則として1件とします。

(4) 問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

- 公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略・除染）室
担当者 中野、細田、松本
TEL：03-6744-2214
FAX：03-3502-4028

- 契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 照井
TEL：03-3502-7967
FAX：03-5511-8622

委託プロジェクト研究の公募説明会 参加申込書
(国産飼料の安定生産と魅力向上のための技術開発)

農林水産省 農林水産技術会議事務局
研究統括官(食料戦略、除染)室 宛
(fax : 03-3502-4028)

平成 年 月 日

該当委託プロジェクト研究名
国産飼料の安定生産と魅力向上のための技術開発

研究機関等の名称 :

参加希望人数 : 人

所属・役職 :

氏名 :

所在地 :

連絡先 : tel fax

e-mail :

その他 :

注)「所属・役職」欄以降の記載に当たっては、当該説明会参加を希望する者のうち、連絡窓口となる1名について記載して下さい。

委託プロジェクト研究「国産飼料の安定生産と魅力向上のための技術開発」
公募に係る審査基準

審査項目	審査基準 各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A（10点）、B（7点）、C（3点）、D（0点）	
研究開発の趣旨	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	<p>A：十分に整合性がとれている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。</p>
研究開発計画	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が技術的に優れているか。	<p>A：技術的に優れている。</p> <p>B：技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。</p> <p>C：やや不十分な点が見受けられる。</p> <p>D：技術的に劣っている。</p>
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	<p>A：十分実現可能性が高い。</p> <p>B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。</p> <p>C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。</p> <p>D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p>
研究開発体制	提案の研究開発内容を遂行するための高い技	<p>A：十分な技術能力及び設備を有している。</p> <p>B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りする</p>

	<p>術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。</p>	<p>ものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。</p> <p>C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。</p> <p>D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p>
	<p>研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。</p>	<p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。</p> <p>B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。</p> <p>C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。</p> <p>D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
研究開発経費	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。</p>	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。</p> <p>C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。</p> <p>D：予算配分が明らかに非効率である。</p>
技術の普及可能性	<p>研究開発された成果の普及可能性はあるか。</p>	<p>A：十分に普及が見込まれる。</p> <p>B：普及の可能性があると認められる。</p> <p>C：普及の可能性が低いと考えられる。</p> <p>D：ほとんど普及が見込まれない。</p>

3 国産花きの国際競争力強化のための技術開発

(1) 事業概要

ワールドチェーンの発達、資材費高騰による国内での生産コストの上昇等により海外産花きが国内で安定的に供給されるようになってきています。このような状況のなかで国産花きの市場シェアを奪還するため、価格及び品質の双方において消費者のニーズに沿った花きを提供するための民間企業や生産者の取組を下支えする技術の開発を推進します。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

●公募研究課題1：実需ニーズの高い新系統及び低コスト栽培技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

良日持ち性、早生性等、実需者からの需要が高く、民間企業では取組が困難な基盤的形質を有する花きの新系統を開発します。また、栽培の低コスト化及び安定供給を図るための新たな栽培技術を開発し、又は既存の栽培技術について、適用品目を拡大させるための改良を行い、生産現場において実証します。

イ 達成目標（最終目標）

主要品目（キク、洋ラン、ユリ、バラ又はカーネーション）等の実需者ニーズが高い花きについて、新たな基盤的形質を有する1以上の新系統を開発するとともに、生産過程での光熱費を2割以上削減することを可能とする技術、並びに高温及び病害による品質低下を回避して安定生産を可能とする技術を開発します。

光熱費削減技術及び安定生産技術については、生産過程でのコストが従来技術よりも減少することを生産の現場において実証します。資材等の製品の開発・改良を行う場合は、実証試験用のプロトタイプを開発し、製品の開発・改良を行わない場合は、開発された技術の利用マニュアルを作成します。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

80,000千円

〈留意事項〉

新系統の開発及び栽培技術の開発・改良それぞれの対象品目を、主要品目等の実需者ニーズが高い花きの中から3品目以上選定した上で応募してください。

対象とする品目、改良する形質及び技術の選定が実需者の具体的なニーズに基づくものであることを示すため、品目と改良する形質、及び品目と技術の組合せ毎に、技術開発のニーズを表明している実需者（団体名など）を整理した資料を応募資料に添付してください。

新系統については、民間企業等に広く利用許諾を行うとともに、育種母本として広く提供してください。

栽培技術の開発については、生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織を研究グループに加えることとし、当該普及・実用化支援

組織は、開発された技術の普及に努めてください。

なお、国産花きの国際競争力強化のための技術開発を効果的・効率的に進めるため、本公募課題については、「公募研究課題2：品質保持期間延長技術の開発」と同一の運営委員会（応募要領Vの「3 研究開発の運営管理」を参照のこと。）の下で一体的に推進することとします。

●公募研究課題2：品質保持期間延長技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

採花後の品質保持期間を延長させるための新たな技術を開発し、又は既存技術について、適用品目を拡大させるための改良を行い、流通現場において実証します。

イ 達成目標（最終目標）

主要品目（キク、洋ラン、ユリ、バラ又はカーネーション）等の実需者ニーズが高い花きについて、採花後の品質保持期間を1.5倍以上に延伸させます。資材等の製品の開発・改良を行う場合は、実証試験用のプロトタイプを開発し、製品の開発・改良を行わない場合は、開発された技術の利用マニュアルを作成します。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

30,000千円

〈留意事項〉

技術開発の対象品目を、主要品目等の実需者ニーズが高い花きの中から3品目以上選定した上で応募してください。

対象とする品目及び技術の選定が実需者の具体的なニーズに基づくものであることを示すため、品目と技術の組合せ毎に、技術開発のニーズを表明している実需者（団体名など）を整理した資料を応募資料に添付してください。

資材等の製品の開発・改良を行う場合は、民間企業を研究グループに加えることとし、当該民間企業は、開発された技術を活用した資材等の商品化を目指してください。

なお、国産花きの国際競争力強化のための技術開発を効果的・効率的に進めるため、本公募課題については、「公募研究課題1：実需ニーズの高い新系統及び低コスト栽培技術の開発」と同一の運営委員会（応募要領Vの「3 研究開発の運営管理」を参照のこと。）の下で一体的に推進することとします。

（3）委託件数

公募研究課題ごとに、原則として1件とします。

（4）問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特

定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

- 公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略・除染）室 担当者 谷口
TEL：03-6744-2214
FAX：03-3502-4028

- 契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 照井
TEL：03-3502-7967
FAX：03-5511-8622

委託プロジェクト研究の公募説明会 参加申込書
(国産花きの国際競争力強化のための技術開発)

農林水産省 農林水産技術会議事務局
研究統括官(食料戦略、除染)室 宛
(fax : 03-3502-4028)

平成 年 月 日

該当委託プロジェクト研究名
国産花きの国際競争力強化のための技術開発

研究機関等の名称 :

参加希望人数 : 人

所属・役職 :

氏名 :

所在地 :

連絡先 : tel fax

e-mail :

その他 :

注)「所属・役職」欄以降の記載に当たっては、当該説明会参加を希望する者のうち、連絡窓口となる1名について記載して下さい。

委託プロジェクト研究「国産花きの国際競争力強化のための技術開発」
公募に係る審査基準

審査項目	審査基準 各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A（10点）、B（7点）、C（3点）、D（0点）	
研究開発の趣旨	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	<p>A：十分に整合性がとれている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。</p>
研究開発計画	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が技術的に優れているか。	<p>A：技術的に優れている。</p> <p>B：技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。</p> <p>C：やや不十分な点が見受けられる。</p> <p>D：技術的に劣っている。</p>
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	<p>A：十分実現可能性が高い。</p> <p>B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。</p> <p>C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。</p> <p>D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p>
研究開発体制	提案の研究開発内容を遂行するための高い技	<p>A：十分な技術能力及び設備を有している。</p> <p>B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りする</p>

	<p>術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。</p>	<p>ものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。</p> <p>C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。</p> <p>D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p>
	<p>研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。</p>	<p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。</p> <p>B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。</p> <p>C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。</p> <p>D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
研究開発経費	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。</p>	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。</p> <p>C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。</p> <p>D：予算配分が明らかに非効率である。</p>
技術の普及可能性	<p>研究開発された成果の普及可能性はあるか。</p>	<p>A：十分に普及が見込まれる。</p> <p>B：普及の可能性があると認められる。</p> <p>C：普及の可能性が低いと考えられる。</p> <p>D：ほとんど普及が見込まれない。</p>

生産システム革新のための研究開発

1 畜産・酪農の生産力強化のための技術開発

(1) 事業概要

我が国の畜産・酪農においては、乳用牛の分娩間隔の長期化や供用期間の短期化、乳用牛及び肉用牛の受胎率の低下、豚の一腹当たりの育成頭数の伸び悩み等によりその競争力が低下しつつあることから、これらの課題に対応するための繁殖性改善技術や遺伝的改良技術の開発を推進します。また、畜産業の健全な発展のためには、畜産経営に起因する苦情のうちの約6割を占める悪臭に関する苦情を可能な限り減少させていく必要があることから、対策技術の開発が特に進んでいないふん尿処理過程から発生する悪臭の拡散を防止する技術の開発を推進します。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

●公募研究課題1：繁殖性の改善による家畜の生涯生産性向上技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

乳用牛及び肉用牛の分娩後の繁殖機能を早期に回復させる技術並びに乳用牛及び肉用牛の人工授精用精液（雌雄判別精液を含む。）の受精能力を向上させる技術を開発し、生産現場においてその効果を実証します。

イ 達成目標（最終目標）

繁殖機能の早期回復技術については、当該技術を適用しない場合に比べて10日以上早期化させること、及び1産期当たりの生産コストが減少することを試験場において実証するとともに、生産現場において、当該早期回復技術の効果を確認します。また、農業者向けのマニュアルを作成します。

精液の受精能力向上技術については、乳用牛の受胎率を10%、肉用牛の受胎率を5%以上向上させることを生産現場において実証します。また、精液提供者向けのマニュアルを作成します。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

115,000千円

〈留意事項〉

繁殖機能の早期回復技術については、生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織を研究グループに加えることとし、当該普及・実用化支援組織は、開発された技術の普及に努めてください。また、研究成果を公知化してください。

精液の受精能力向上技術については、精液提供者等の開発技術の利用者を研究グループに加えてください。また、民間企業等に広く利用許諾を行ってください。

●**公募研究課題2：家畜の生涯生産性向上のための育種手法の開発**

ア 研究開発の具体的内容

乳用牛の生涯泌乳量並びに肉用牛及び豚の生涯産子数を増加させるための育種に必要な評価形質を明らかにし、当該評価形質の重み付けをします。

イ 達成目標（最終目標）

本年度中に改正される「家畜改良増殖目標」において示される予定の平成37年度の生涯生産性に関する目標を達成するために必要な形質を明らかにします。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

85,000千円

〈留意事項〉

研究成果を公知化してください。

●**公募研究課題3：家畜ふん尿処理過程からの悪臭低減技術の高度化**

ア 研究開発の具体的内容

家畜のふん尿の堆肥化過程で施設から放出される悪臭を低減させるため、臭気物質の発生及び拡散を防止する技術として現在利用されている攪拌や通風による発酵促進技術に追加でき、効果の高い新たな発生・拡散防止技術を開発します。また、豚及び鶏に臭気原因物質の含有率が少ないふん尿を排泄させるための新たな飼料を開発します。

イ 達成目標（最終目標）

臭気物質の発生・拡散防止技術及び新たな飼料の組合せにより、家畜ふん尿の堆肥化過程で発生するアンモニア等の臭気物質について、堆肥化施設からの拡散量を現状から5割以上削減します。

開発した技術を農業者が導入する場合の、経営における掛かり増し費用を明らかにします。また、農業者向けの利用マニュアルを作成します。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成29年度（3年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

22,980千円

〈留意事項〉

生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織を研究グループに加えることとし、当該普及・実用化支援組織は、拡散防止技術の普及に努めてください。また、研究成果を公知化してください。

新たな飼料の開発においては、臭気物質の発生抑制効果とともに、家畜の生産性への影響も検証してください。

生産現場での導入コストを可能な限り低く抑えることができるよう留意してください。

(3) 委託件数

公募研究課題ごとに、原則として1件とします。

(4) 問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

- 公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略・除染）室 担当者 松本、細田
TEL：03-6744-2214
FAX：03-3502-4028

- 契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 照井
TEL：03-3502-7967
FAX：03-5511-8622

委託プロジェクト研究の公募説明会 参加申込書
(畜産・酪農の生産力強化のための技術開発)

農林水産省 農林水産技術会議事務局
研究統括官(食料戦略、除染)室 宛
(fax: 03-3502-4028)

平成 年 月 日

該当委託プロジェクト研究名
畜産・酪農の生産力強化のための技術開発

研究機関等の名称:

参加希望人数: 人

所属・役職:

氏名:

所在地:

連絡先: tel fax

e-mail:

その他:

注)「所属・役職」欄以降の記載に当たっては、当該説明会参加を希望する者のうち、連絡窓口となる1名について記載して下さい。

委託プロジェクト研究「畜産・酪農の生産力強化のための技術開発」
の公募に係る審査基準

審査項目	審査基準 各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A（10点）、B（7点）、C（3点）、D（0点）	
研究開発の趣旨	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	<p>A：十分に整合性がとれている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。</p>
研究開発計画	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が技術的に優れているか。	<p>A：技術的に優れている。</p> <p>B：技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。</p> <p>C：やや不十分な点が見受けられる。</p> <p>D：技術的に劣っている。</p>
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	<p>A：十分実現可能性が高い。</p> <p>B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。</p> <p>C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。</p> <p>D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p>
研究開発体制	提案の研究開発内容を	A：十分な技術能力及び設備を有している。

	<p>遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。</p>	<p>B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p>
	<p>研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。</p>	<p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。 B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
<p>研究開発経費</p>	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。</p>	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。 B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。 C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 D：予算配分が明らかに非効率である。</p>
<p>技術の普及可能性</p>	<p>研究開発された成果の普及可能性はあるか。</p>	<p>A：十分に普及が見込まれる。 B：普及の可能性があると認められる。 C：普及の可能性が低いと考えられる。 D：ほとんど普及が見込まれない。</p>

2 青果物の調製、鮮度保持、流通・加工技術の開発

(1) 事業概要

安全で質の高い青果物を適切な価格で消費者に供給するためには、生産面だけでなく、流通過程における品質保持や低コスト化が重要となります。また、今後、高齢化や女性の社会進出が進む中、外食・中食産業が発展し食の外部化が更に進むと考えられ、農業についても、これら食産業の需要に応えることが重要です。さらに、我が国農業の競争力を強化するためには、生産面だけでなく、消費者ニーズを踏まえた6次産業化を推進する必要があります。このような観点から、収穫後の調製、流通、加工過程も視野に入れて低コスト化や高付加価値化を図る必要があります。

このため、消費者・実需者が求める農産物を消費者・実需者に供給するには、品種育成やそれら品種に応じた栽培技術の開発のみならず、付加価値の高い調製技術、流通工程における品質保持技術、流通コスト削減のための新たな輸送資材や物流システム等の技術の一体的な開発が必要となります。

また、輸出促進の観点からも、長距離輸送や多様な流通条件・ニーズに対応するため、流通技術の高度化は重要であり、個々の輸出に求められる様々な条件に対応した低コスト・鮮度保持技術の開発を推進する必要があります。

そこで、本事業では、青果物の調製、鮮度保持や流通・加工技術の開発を実施します。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

●公募研究課題：青果物の調製、鮮度保持、流通・加工技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

主要青果物について、多様なニーズに応え、収穫物のロスを減らし、高付加価値化を図るため、洗浄・一次加工等の効率的な調製技術、様々な農産品に適合する流通技術等を開発します。

イ 達成目標（最終目標）

主要青果物について、「収穫物のロスの削減」、「付加価値の向上」、「省力化」、「6次産業化の推進」のうち2以上の改善が図られる技術やその体系を開発します。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

30,000千円

〈留意事項〉

生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織等を研究グループに加えることとし、当該普及・実用化支援組織は開発技術の普及に努めてください。

複数の技術を組み合わせたパッケージモデルを開発する場合には、川上から川下までの一貫した流通の高度化を図るため、JA、輸送業者、市場又は小売関係者との連携の下で実施してください。

(3) 委託件数

(2) エの委託研究経費限度額(30,000千円)の範囲内で、1件または複数件を採択します。

(4) 問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

- 公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究推進課 担当者 一関、古賀
TEL: 03-3502-7438
FAX: 03-3593-2209

- 契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 照井
TEL: 03-3502-7967
FAX: 03-5511-8622

委託プロジェクト研究の公募説明会 参加申込書
(青果物の調製、鮮度保持、流通・加工技術の開発)

農林水産省 農林水産技術会議事務局
研究推進課 宛
(fax : 03 - 3593 - 2209)

平成 年 月 日

該当委託プロジェクト研究名
青果物の調製、鮮度保持、流通・加工技術の開発

研究機関等の名称 :

参加希望人数 : 人

所属・役職 :

氏名 :

所在地 :

連絡先 : tel fax

e-mail :

その他 :

注)「所属・役職」欄以降の記載に当たっては、当該説明会参加を希望する者のうち、連絡窓口となる1名について記載して下さい。

委託プロジェクト研究「青果物の調製、鮮度保持、流通・加工技術の開発」
の公募に係る審査基準

審査項目	審査基準 各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A（10点）、B（7点）、C（3点）、D（0点）	
研究開発の趣旨	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	<p>A：十分に整合性がとれている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。</p>
研究開発計画	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が技術的に優れているか。	<p>A：技術的に優れている。</p> <p>B：技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。</p> <p>C：やや不十分な点が見受けられる。</p> <p>D：技術的に劣っている。</p>
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	<p>A：十分実現可能性が高い。</p> <p>B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。</p> <p>C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。</p> <p>D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p>
研究開発体制	提案の研究開発内容を遂行するための高い技	<p>A：十分な技術能力及び設備を有している。</p> <p>B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りする</p>

	術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。	ものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。
	研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。	A：実施体制、管理能力とも十分優れている。 B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。
研究開発経費	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。 B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。 C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 D：予算配分が明らかに非効率である。
技術の普及可能性	研究開発された成果の普及可能性はあるか。	A：十分に普及が見込まれる。 B：普及の可能性があると認められる。 C：普及の可能性が低いと考えられる。 D：ほとんど普及が見込まれない。

温暖化適応・異常気象対応のための研究開発

(1) 事業概要

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書（平成26年11月公表）においては、気候システムの温暖化は疑う余地はないとされており、地球温暖化は世界中の自然と社会に深刻な影響を与え、我が国農林水産物の生産にも重大な影響を及ぼすことが懸念されています。さらにIPCCによれば、最も厳しい温室効果ガスの削減努力を行ったとしても、起こるであろう気候変動に対処するためには、短期的対応だけでなく、中長期的な適応が必要とされています。我が国においても、環境省中央環境審議会において、平成27年度を目途に温暖化の影響や豪雨等の極端現象の増加に関する最新の科学的知見をベースとした政府全体の適応計画を策定する方向で検討が進められており、農林水産省としても中長期的視点を取り入れた適応計画を定めることとしています。

このため、将来のさらなる気候変動が我が国農林水産業に及ぼす悪影響を最小限に留めるため、中長期的な気候変動予測に基づき、温暖化による収量や品質の低下、病虫害の侵入リスクの回避・軽減、豪雨による農地等の被害の軽減のための技術開発を推進します。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

●公募研究課題1：温暖化の進行に適応する品種・育種素材の開発

ア 研究開発の具体的内容

水稻、畑作物、果樹、野菜等において、中長期的な視点での気候変動の進展を踏まえた、将来の生育不良、品質低下等の被害を軽減できる品種・育種素材を開発します。

イ 達成目標（最終目標）

メカニズムや気候変動予測に基づき、平均気温が現在より2℃以上上昇した時点における気象条件下での収量、品質低下の影響を1/2以下に抑えることのできる育種素材を10種以上開発します。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

190,000千円

〈留意事項〉

IPCCの各種報告書等における温暖化予測に留意してください。
研究グループに気象に係る研究機関、研究者を加えてください。

●公募研究課題2：温暖化の進行に適応する生産安定技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

水稻、畑作物、果樹、野菜等において、中長期的な気候変動の進展を踏まえた、

将来の生育不良、品質低下等の被害を軽減できる持続的な生産安定技術、環境保全型農業の推進や温室効果ガス削減にも寄与できる生産安定技術を開発します。

イ 達成目標（最終目標）

気候変動予測に基づき、平均気温が現在より2℃以上上昇した時点における気象条件下での収量、品質低下の影響を1/2以下に抑えることのできる生産安定技術を5種以上開発します。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

80,000千円

〈留意事項〉

IPCCの各種報告書等における温暖化予測に留意してください。
研究グループに気象に係る研究機関、研究者を加えてください。

●公募研究課題3：有害動植物の検出・同定技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

地球温暖化等により海外からの有害動植物侵入リスクが増加することを踏まえ、侵入が危惧される有害動植物種を特定し、その迅速な診断を可能とする検出・同定技術の開発を行います。

イ 達成目標（最終目標）

侵入が危惧される有害動植物種について、24時間以内に診断できる手法を開発します。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成31年度（5年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

74,344千円

〈留意事項〉

植物防疫部局と十分な連携体制を構築した上で、対象とする有害動植物種の選定、検出・同定手法の開発を行っていただきます。

海外から入手するサンプルを厳重に取扱い可能な研究の設備、体制が十分に整った研究機関で実施していただく必要があります。

●公募研究課題4：豪雨に対応するためのほ場の排水・保水機能活用手法の開発

ア 研究開発の具体的内容

ほ場等の排水機能及び保水機能を高めることにより、集中豪雨による農作物や周辺農地の被害を軽減する技術の開発を行います。

- イ 達成目標（最終目標）
豪雨等の異常気象について、被害を3割以上軽減可能な技術を開発します。
- ウ 研究実施期間（予定）
平成27年度～平成31年度（5年間）
- エ 平成27年度の委託研究経費限度額
70,000千円

〈留意事項〉

生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織等を研究グループに加えることとし、当該普及・実用化支援組織は開発技術の普及に努めてください。

(3) 委託件数

公募研究課題ごとに、原則として1件とします。

(4) 問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。
なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

- 公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室 担当者 菅谷、牧野
TEL：03-6744-2216
FAX：03-3593-7227
- 契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 照井
TEL：03-3502-7967
FAX：03-5511-8622

委託プロジェクト研究の公募説明会 参加申込書
(温暖化適応・異常気象対応のための研究開発)

農林水産省 農林水産技術会議事務局
研究開発官(環境)室 宛
(fax : 03-3593-7227)

平成 年 月 日

該当委託プロジェクト研究名
温暖化適応・異常気象対応のための研究開発

研究機関等の名称 :

参加希望人数 : 人

所属・役職 :

氏名 :

所在地 :

連絡先 : tel fax

e-mail :

その他 :

注)「所属・役職」欄以降の記載に当たっては、当該説明会参加を希望する者のうち、連絡窓口となる1名について記載して下さい。

委託プロジェクト研究「温暖化適応・異常気象対応のための研究開発」
の公募に係る審査基準

審査項目	審査基準 各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A（10点）、B（7点）、C（3点）、D（0点）	
研究開発の趣旨	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	<p>A：十分に整合性がとれている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。</p>
研究開発計画	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が技術的に優れているか。	<p>A：技術的に優れている。</p> <p>B：技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。</p> <p>C：やや不十分な点が見受けられる。</p> <p>D：技術的に劣っている。</p>
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	<p>A：十分実現可能性が高い。</p> <p>B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。</p> <p>C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。</p> <p>D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p>

研究開発体制	提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。	<p>A：十分な技術能力及び設備を有している。</p> <p>B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。</p> <p>C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。</p> <p>D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p>
	研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。	<p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。</p> <p>B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。</p> <p>C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。</p> <p>D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
研究開発経費	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。</p> <p>C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。</p> <p>D：予算配分が明らかに非効率である。</p>
技術の普及可能性	研究開発された成果の普及可能性はあるか。	<p>A：十分に普及が見込まれる。</p> <p>B：普及の可能性があると認められる。</p> <p>C：普及の可能性が低いと考えられる。</p> <p>D：ほとんど普及が見込まれない。</p>

森林資源を最適利用するための技術開発

(1) 事業概要

山村地域の活性化は、日本の国土の7割近くを占める森林を、将来に渡って適正に利用・保全していくために重要な課題です。そのためには、木材のみならず、魅力ある林産物を安定的に生産することによって需要を創出し、林業全体を活性化する必要があります。また、林産物の中で、きのこは日本人にとって馴染みの深い食材であると共に、林業算出額の半分を占めている山村地域の重要な生産品です。

このため、日本の食文化を充実させつつ山村地域の活性化に貢献する研究開発として、付加価値の高い菌根性きのこの栽培を実用化するための技術開発を推進します。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

●公募研究課題：高級菌根性きのこ栽培技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

高級食材であるマツタケについて、人工栽培を実用化するため、①菌根塊(シロ)の活性化や子実体の形成促進等の栽培技術を開発するとともに、②シロや子実体の形成が容易な栽培有望株を選抜します。また、同じく国産の黒トリュフの林地栽培を実用化するため、感染苗木の作出・植栽、施肥による増殖等の技術を開発します。

イ 達成目標（最終目標）

- ・マツタケについて、人工的な管理下での栽培技術を新たに開発します。
- ・トリュフについて、国産種の林地栽培技術を新たに開発します。
- ・開発技術については、国内で広域に適用できるものとします。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成31年度

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

117,000千円

〈留意事項〉

生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織等を研究グループに加えてください。

(3) 委託件数

原則として1件とします。

(4) 問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

- 公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室 担当者 阿部、牧野
TEL：03-6744-2216
FAX：03-3593-7227

- 契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 照井
TEL：03-3502-7967
FAX：03-5511-8622

委託プロジェクト研究の公募説明会 参加申込書
(森林資源を最適利用するための技術開発)

農林水産省 農林水産技術会議事務局
研究開発官(環境)室 宛
(fax : 03-3593-7227)

平成 年 月 日

該当委託プロジェクト研究名
森林資源を最適利用するための研究開発

研究機関等の名称 :

参加希望人数 : 人

所属・役職 :

氏名 :

所在地 :

連絡先 : tel fax

e-mail :

その他 :

注)「所属・役職」欄以降の記載に当たっては、当該説明会参加を希望する者のうち、連絡窓口となる1名について記載して下さい。

委託プロジェクト研究「森林資源を最適利用するための技術開発」
の公募に係る審査基準

審査項目	審査基準 各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A（10点）、B（7点）、C（3点）、D（0点）	
研究開発の趣旨	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	<p>A：十分に整合性がとれている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。</p>
研究開発計画	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が技術的に優れているか。	<p>A：技術的に優れている。</p> <p>B：技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。</p> <p>C：やや不十分な点が見受けられる。</p> <p>D：技術的に劣っている。</p>
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	<p>A：十分実現可能性が高い。</p> <p>B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。</p> <p>C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。</p> <p>D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみに計画している等）。</p>

研究開発体制	提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。	<p>A：十分な技術能力及び設備を有している。</p> <p>B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。</p> <p>C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。</p> <p>D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p>
	研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。	<p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。</p> <p>B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。</p> <p>C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。</p> <p>D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
研究開発経費	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。</p> <p>C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。</p> <p>D：予算配分が明らかに非効率である。</p>
技術の普及可能性	研究開発された成果の普及可能性はあるか。	<p>A：十分に普及が見込まれる。</p> <p>B：普及の可能性があると認められる。</p> <p>C：普及の可能性が低いと考えられる。</p> <p>D：ほとんど普及が見込まれない。</p>

海外植物遺伝資源の収集・提供強化

(1) 事業概要

近年の地球温暖化に伴う問題への対応や、国内農業の競争力強化に資する画期的な植物新品種を開発していくためには、その育種素材として多様な遺伝的形質を持つ植物遺伝資源の確保が重要となっています。このため、我が国の植物新品種の開発に必要な植物遺伝資源を多数保有するアジア地域の植物遺伝資源へのアクセス環境の整備を目的として、平成26年度より、相手国政府の試験研究機関等（植物遺伝資源の保管組織を含む。）に所蔵されている植物遺伝資源の特性解明や収集を推進しているところです。このような状況の中、遺伝資源の利用によって生じる利益の提供国への配分に関する取り扱いを規定した名古屋議定書が平成26年10月に発効しました。名古屋議定書の実施については不確定な部分が多く、提供国による遺伝資源の囲い込み等により海外からの植物遺伝資源の導入がますます困難になることが予想されます。そのため、海外からの植物遺伝資源の導入環境を整備するためには、2国間の協力関係をさらに強化することが必要となっています。他方、アジア地域では経済発展に伴う急速な開発による植物遺伝資源の喪失が懸念されており、これらを保全し、持続的に利用できる環境を整備することが急務となっています。

そこで、平成27年度からは新たに、アジア地域の失われつつある植物遺伝資源をジーンバンク等に保全し、「強み」のある新品種の出産に必要な中間母本等の育種素材を育成するとともに、植物遺伝資源の情報をとりまとめた総合的なデータベースを公開し、我が国の育種家が有用形質を速やかに利用できる体制を整備します。これらの取組を通じて、アジア地域の植物遺伝資源ネットワークを構築し、我が国の公設試験場や民間事業者等がより多くの植物遺伝資源に円滑にアクセスできる環境整備を推進します。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

●公募研究課題：アジア植物遺伝資源ネットワークの構築

ア 研究開発の具体的内容

アジア地域の途上国の試験研究機関等と共同研究協定に係る覚書（MOU）等を締結した上で、相手国内で生育している植物遺伝資源の探索・収集を行い、それらの遺伝特性（病虫害抵抗性、高温耐性等）を解明するとともに、得られた特性評価等の情報を集約した公開データベースを構築します。また、我が国において「強み」のある品種開発に必要な中間母本等の育種素材を育成します。

イ 達成目標（最終目標）

アジア地域の未探索遺伝資源を500点以上収集・保存し、特性情報等をデータベースとして公開するとともに、将来国内の育種機関が利用できるよう、耐病性等気候変動に対応できる新品種の出産に必要な形質を組み込んだ中間母本等5以上の育種素材の育成見通しをたてます。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成30年度（4年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額
36,000千円

〈留意事項〉

収集する植物遺伝資源の選定や中間母本等の育種素材の作成においては、民間事業者や公設試験場等と定期的な連絡会を設ける等により育種関係者が必要とする形質を選定してください。

相手国試験研究機関及び平成26年度より実施している海外植物遺伝資源の収集・提供強化事業の実施主体と十分な連携を図ってください。

本事業で構築した海外植物遺伝資源の特性情報等のデータベースについては、プロジェクト終了後1年以内に、原則として（独）農業生物資源研究所（以下「生物研」という。）ジーンバンクを通じて日本国内の公設試験場や民間事業者等に公開してください。

本事業で収集した植物遺伝資源及び新たに作成した中間母本等の育種素材については、相手国のジーンバンク等に所蔵するとともに、日本国内でのバックアップ保管を相手国に提案し、バックアップ保管することが可能となった場合には、生物研ジーンバンクに保管されるようにしてください。

（3）委託件数

原則として1件とします。

（4）問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を農林水産技術会議事務局のホームページにて公開させていただきますので、御承知おきください。

記

- 公募研究課題について
農林水産技術会議事務局技術政策課 担当者 秋本、福本
TEL：03-3502-7436
FAX：03-3507-8794
- 契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 照井
TEL：03-3502-7967
FAX：03-5511-8622

委託プロジェクト研究の公募説明会 参加申込書
(海外植物遺伝資源の収集・提供強化)

農林水産省 農林水産技術会議事務局
技術政策課 宛て
(fax : 03-3507-8794)

平成 年 月 日

該当委託プロジェクト研究名
海外植物遺伝資源の収集・提供強化

研究機関等の名称 :

参加希望人数 : 人

所属・役職 :

氏名 :

所在地 :

連絡先 : tel fax

e-mail :

その他 :

注) 「所属・役職」欄以降の記載に当たっては、当該説明会参加を希望する者のうち、連絡窓口となる1名について記載して下さい。

委託プロジェクト研究「海外植物遺伝資源の収集・提供強化」
の公募に係る審査基準

審査項目	審査基準 各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A（10点）、B（7点）、C（3点）、D（0点）	
研究開発の趣旨	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	<p>A：十分に整合性がとれている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。</p>
研究開発計画	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が技術的に優れているか。	<p>A：技術的に優れている。</p> <p>B：技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。</p> <p>C：やや不十分な点が見受けられる。</p> <p>D：技術的に劣っている。</p>
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	<p>A：十分実現可能性が高い。</p> <p>B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。</p> <p>C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。</p> <p>D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p>
研究開発体制	提案の研究開発内容を遂行するための高	<p>A：十分な技術能力及び設備を有している。</p> <p>B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りする</p>

	<p>い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。</p> <p>-----</p> <p>研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。</p>	<p>ものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。</p> <p>C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。</p> <p>D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p> <p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。</p> <p>B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。</p> <p>C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。</p> <p>D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
研究開発経費	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。</p>	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。</p> <p>C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。</p> <p>D：予算配分が明らかに非効率である。</p>
技術の普及可能性	<p>研究開発された成果の普及可能性はあるか。</p>	<p>A：十分に普及が見込まれる。</p> <p>B：普及の可能性があると認められる。</p> <p>C：普及の可能性が低いと考えられる。</p> <p>D：ほとんど普及が見込まれない。</p>

営農再開のための放射性物質対策技術の開発

(1) 事業概要

東京電力株式会社福島第一原発事故により飛散した放射性物質の除染が完了した農地において、農業者が早期に、安心して営農を再開できるようにするため、福島県からの要望等に基づき、除染後農地の省力的維持管理技術の開発、農地への放射性物質流入防止技術の開発、及び放射性セシウム吸収抑制メカニズムの解明を推進します。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

●公募研究課題1：除染後農地の省力的維持管理技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

除染後速やかに利用再開できない農地における雑草繁茂の抑制及び土壌流亡の防止を可能な限り省力的に、かつ低コストで行えるようにするための技術、除染措置により地力が低下した農地の地力を農業者自らが回復させるための技術、及び放射線の被ばく量が少ない農作業の方法を開発し、これらの技術及び方法の効果を生産現場において実証します。

イ 達成目標（最終目標）

開発した技術を利用する際のコストを明らかにした上で、当該技術に関する農業者向けのマニュアルを作成します。

ウ 研究実施期間（予定）

平成27年度～平成29年度（3年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額

18,000千円

<留意事項>

生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織を研究グループに加えることとし、当該普及・実用化支援組織は、開発された技術の普及に努めてください。

上記技術に関する研究成果を公知化してください。

●公募研究課題2：農地への放射性セシウム流入防止技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

今後の営農再開が見込まれる除染特別地域の農地において、周辺の森林やため池からの放射性セシウムの流入特性を解明し、当該知見を基に、放射性セシウムの流入を防止するためのほ場管理技術を開発し、生産現場においてその効果を実証します。

イ 達成目標（最終目標）

開発した技術を利用する際のコストを明らかにした上で、当該技術に関する農

業者向けのマニュアルを作成します。

ウ 研究実施期間（予定）
平成27年度～平成29年度（3年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額
36,000千円

<留意事項>

生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、普及・実用化支援組織を研究グループに加えることとし、当該普及・実用化支援組織は、開発された技術の普及に努めてください。

放射性セシウムの流入を防止するためのほ場管理技術に関する研究成果を公知化してください。

●公募研究課題3：放射性セシウム吸収抑制メカニズムの解明

ア 研究開発の具体的内容

放射性セシウム低吸収性品種の育成に対するニーズが高いと考えられる品目について、放射性セシウム吸収の低減に貢献する遺伝子を特定します。

また、農作物に関する現行の放射性セシウム吸収抑制技術の高度化に資するため、植物根による放射性セシウム吸収量と土壤溶液中のカリウム濃度との相関関係を明らかにするとともに、当該相関関係が植物の生育ステージ毎にどのように変化するかを明らかにし、土壤溶液から植物根へのセシウム吸収モデルを構築します。

イ 達成目標（最終目標）

特定した放射性セシウム吸収抑制遺伝子については、当該遺伝子を有する系統のほ場での栽培試験により、異なる栽培条件下での吸収抑制効果の安定性を確認します。

土壤溶液から植物根へのセシウム吸収モデルの構築については、被災地において現在利用されているカリウム施肥による放射性セシウム吸収抑制技術の費用対効果をより高めるための技術開発に繋がる知見を得ることを目標とします。

ウ 研究実施期間（予定）
平成27年度～平成29年度（3年間）

エ 平成27年度の委託研究経費限度額
18,000千円

<留意事項>

国内の関係者に対し、特定した放射性セシウム吸収抑制遺伝子に係る DNA マーカーに関する知的財産権の利用を広く許諾するとともに、当該 DNA マーカーを利用するための育種母本を広く提供してください。

セシウム吸収モデルの構築に関する研究成果を公知化してください。

(3) 委託件数

公募研究課題ごとに、原則として1件とします。

(4) 問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

- 公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）室 担当者 永田
TEL：03-6744-2214
FAX：03-3502-4028

- 契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 照井
TEL：03-3502-7967
FAX：03-5511-8622

委託プロジェクト研究の公募説明会 参加申込書
(営農再開のための放射性物質対策技術の開発)

農林水産省 農林水産技術会議事務局
研究統括官(食料戦略、除染)室 宛
(fax : 03-3502-4028)

平成 年 月 日

該当委託プロジェクト研究名
営農再開のための放射性物質対策技術の開発

研究機関等の名称 :

参加希望人数 : 人

所属・役職 :

氏名 :

所在地 :

連絡先 : tel fax

e-mail :

その他 :

注)「所属・役職」欄以降の記載に当たっては、当該説明会参加を希望する者のうち、連絡窓口となる1名について記載して下さい。

委託プロジェクト研究「営農再開のための放射性物質対策技術の開発」
の公募に係る審査基準

審査項目	<p style="text-align: center;">審査基準</p> <p style="text-align: center;">各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A（10点）、B（7点）、C（3点）、D（0点）</p>	
研究開発の趣旨	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	<p>A：十分に整合性がとれている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。</p>
研究開発計画	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が技術的に優れているか。	<p>A：技術的に優れている。</p> <p>B：技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。</p> <p>C：やや不十分な点が見受けられる。</p> <p>D：技術的に劣っている。</p>
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	<p>A：十分実現可能性が高い。</p> <p>B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。</p> <p>C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。</p> <p>D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみに計画している等）。</p>
研究開発体制	提案の研究開発内容を	A：十分な技術能力及び設備を有している。

	<p>遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。</p> <p>-----</p> <p>研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。</p>	<p>B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。</p> <p>C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。</p> <p>D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p> <p>-----</p> <p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。</p> <p>B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。</p> <p>C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。</p> <p>D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
研究開発経費	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。</p>	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。</p> <p>C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。</p> <p>D：予算配分が明らかに非効率である。</p>
技術の普及可能性	<p>研究開発された成果の普及可能性はあるか。</p>	<p>A：十分に普及が見込まれる。</p> <p>B：普及の可能性があると認められる。</p> <p>C：普及の可能性が低いと考えられる。</p> <p>D：ほとんど普及が見込まれない。</p>

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

（1）ポータルサイトへのアクセス方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のポータルサイトへアクセスするには、Webブラウザで「<http://www.e-rad.go.jp/>」にアクセスします。

ポータルサイトでは、本システムに関する最新の情報を掲載しています。

また、本システムへは、ポータルサイトからログインします。

（2）システムの利用時間及び操作方法等に関するお問合せ先

システムの利用時間：平日、休日ともに 0:00～24:00

ヘルプデスク電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）又は 03-3455-8920

ヘルプデスク受付時間：平日 9:00～18:00

（平成 27 年 2 月 6 日現在。時間については、今後、変更する可能性がありますので、e-Rad のポータルサイト「システムのサービス時間」

<http://www.e-rad.go.jp/terms/support/index.html>にて御確認ください。）

2 応募受付期間について

平成 27 年 2 月 6 日（金） 15:00～平成 27 年 3 月 26 日（木） 17:00

3 システム利用に当たっての事前準備について

代表機関及び共同研究機関の事務担当者は、ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行います。

（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）

※ 所属研究者の登録は、本研究を実施する全ての研究者について行います。

※ 研究機関の登録は、通常でも 1～2 週間程度、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

4 提案書の作成について

（1）応募要領及び申請様式（応募情報ファイル）のダウンロード

提案者は、農林水産省のホームページ又はポータルサイトの「現在募集中の公募一覧」から応募要領及び申請様式（提案書（様式））をダウンロードし、応募要領に従って提案書を作成します。

（2）提案書の PDF ファイルの作成

① 提案書の表紙・・・代表者印を押印し、スキャナー等で PDF 形式のファイルを作成する。

② 提案書の要約版以下・・・PDF ファイルに変換する。

③ ①と②のファイルを結合する。（10MB 以内。白黒でも可。）

5 応募情報の登録について

(1) 応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

- ① システムの「研究者向けマニュアル (http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/doc/06_ALL.pdf)」及び本資料
- ② 提案書と提案書のPDFファイル
- ③ 各研究者のシステムに登録済みの研究者番号
- ④ 各研究者の平成27(2015)年度の予算額(直接経費(総額)及び一般管理費(総額))

(2) 応募情報の入力手順

応募情報の入力は、代表機関の研究開発責任者がポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します。(共同研究機関の研究実施責任者等に入力をさせることもできます。)

システムでの公募名は、「平成27年度(委託プロジェクト研究名)」です。

委託プロジェクト研究の応募に係るシステムへの各項目の具体的な入力手順は、3ページ以降を御覧ください。

なお、システムの操作手順の詳細は、「研究者向けマニュアル」を御覧ください。

(3) 応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されます。

農林水産省へ応募情報を提出するには、代表機関の事務代表者の「承認」が必要です。代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、農林水産省へ応募情報を提出したことはありませんので、十分に御注意ください。承認については、「研究機関事務代表者向けマニュアル」(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>)を御覧ください。

6 その他

(1) 提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、農林水産省へ提出した応募情報を引き戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び代表機関の事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想されます。また、システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

ポータルサイトの「最新のお知らせ」を御確認のうえ、余裕を持って応募情報の入力等を行ってください。

(2) 応募受付期間終了後の連絡体制

代表機関の研究開発責任者は、応募の内容について農林水産省の担当者から問い合わせを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、1週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

研究課題名の入力

公募年度 / 公募名 2015年度 / 平成27年度 収益力向上のための研究開発
XXXXXXXX /

課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX /

代表者情報確認	共通	応募時予算額	研究組織情報	応募・受入状況
添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄			

研究代表者情報の確認

研究者番号	XXXXXXXX
研究機関名(必須)	□□□□ 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うのかを選択する必要があります。
部局名	○○○○○部
職階	○○クラス
職名	○○教授
研究者氏名	漢字 ○○ ○○○
	フリガナ △△△△ △△△△
性別	男性
生年月日	9999年99月99日
メールアドレス	xxxxxxxxxx@xxxxxx.com

研究課題名の入力
「研究開発課題名」の欄には、提案書〔要約版〕の「研究課題名」を入力します。

研究代表者情報の確認
「研究代表者情報」タブに表示されている研究代表者の情報を確認します。

応募情報登録

一時保存 [確認](#) [以前の課題をコピーする](#)[入力チェック](#) [提案書プレビュー](#) [閉じる](#)

公募年度 / 公募名	2015年度 / 平成27年度 収益力向上のための研究開発
課題ID / 研究開発課題名(必須)	XXXXXXXX /

代表者情報確認	共通	応募時予算額	研究組織情報	応募・受入状況
添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄			

研究期間(必須)	(開始)	年度	～ (終了)	年度
----------	------	----	--------	----

※細目を変更した場合、キーワードはすべてクリアされます。

研究分野 (主)	細目名(必須)		検索 クリア
	キーワード1(必須)	□□□□	
	キーワード2	□□□	
	キーワード3	□□□	
	キーワード4	□□□	
	キーワード5	□□□	
	その他キーワード1		
	その他キーワード2		
研究分野 (副)	細目名(必須)		検索 クリア
	キーワード1(必須)	□□□□□□□□	
	キーワード2	□□□	
	キーワード3	□□□	
	キーワード4	□□□	
	キーワード5	□□□	
	その他キーワード1		
	その他キーワード2		
研究目的(必須)	あと1000文字		
	※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。 <input type="text"/>		
研究概要(必須)	あと1000文字		
	※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。 <input type="text"/>		

共通項目の入力

- ・研究期間 提案書〔要約版〕「3. 研究期間及び予算規模」の研究期間を入力します。
- ・研究分野(主) 応募する課題に該当する研究分野及びキーワードを選択します。「細目名」及び「キーワード1」については、必ず入力します。
- ・研究分野(副) 応募する課題に該当する研究分野及びキーワードを選択します。「細目名」及び「キーワード1」については、必ず入力します。
- ・研究目的 提案書「1-2 研究開発の目標」を入力します。
入力可能文字数は、1000文字以内です。これを超える場合には、要約してください。
- ・研究概要 提案書「1-2 研究開発の概要」を入力します。

公募年度 / 公募名	2015年度 / 平成27年度 収益力向上ための研究開発
課題ID / 研究開発課題名(必須)	XXXXXXXX /

代表者情報確認	共通	応募時予算額	研究組織情報	応募・受入状況
添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄			

(単位：千円)

直接経費	上限	999,999,999
	下限	1
間接経費	上限	0(直接経費の15%)
	下限	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。

(単位：千円)

		2015年度	2016年度	2017年度	合計
直接経費	直接経費(総額)(必須)				0
	小計	0	0	0	0
間接経費	一般管理費(総額)(必須)				0
		0	0	0	0
合計					

応募時予算額の入力

- ・直接経費 / 直接経費(総額) 提案書「4-1 研究開発予算と研究員の年度展開」の合計額のうち、各年度の直接経費の額を入力します。
2015年度は、提案書「4-2 平成27年度経費の見積」の区分「直接経費」と「消費税等相当額」を合わせた額を記載します。2016年度以降も同様に、必要な額を入力します。
金額は千円単位で入力します。
- ・間接経費 / 一般管理費(総額) 提案書「4-1 研究開発予算と研究員の年度展開」の合計額のうち、各年度の一般管理費の額を入力します。
2015年度は、提案書「4-2 平成27年度経費の見積」の区分「一般管理費の額」を、記載します。2016年度以降も同様に、必要な額を入力します。
金額は千円単位で入力します。

応募情報登録
 一時保存
 確認
 以前の課題をコピーする
 入力チェック
 提案書プレビュー
 閉じる

公募年度 / 公募名	2015年度 / 平成27年度 収益力向上のための研究開発
課題ID / 研究開発課題名(必須)	XXXXXXXX /

代表者情報確認	共通	応募時予算額	研究組織情報	応募・受入状況
添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄			

研究組織メンバへの公開(必須)
 公開しない
 公開する

※「公開する」を選択して一時保存を行うと、設定された閲覧・編集権限に従って以下の研究組織のメンバが本申請の内容を閲覧・編集できるようになります。
一度公開すると「公開しない」状態へ戻すことはできませんが、個別の編集・閲覧権限の変更は可能です。

(単位：千円)

応募時予算額	初年度予算額	このタブでの入力額	差額(未入力額)
直接経費	0	0	0
間接経費	0	0	0

※「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。
差額(未入力額) = 初年度予算額 - このタブでの入力額

選択	研究者検索	最新情報への更新	役割	研究者番号	研究機関	機関(必須)	専門分野(必須)	直接経費(千円)(必須)	エフォート(%) (必須)	閲覧・編集権限
				氏名(漢字)		部局	学位	間接経費(千円)(必須)		
				氏名(カナ)		職階	役割分担(必須)			
						役職				
			研究者代表者	XXXXXXXX (姓) ○○ (名) ○○○ (姓) △△△△ (名) △△△△	○○機関 ○○○○○部 ○○クラス ○○長		○○学位			
			研究分担者	XXXXXXXX (姓) ○○ (名) ○○○ (姓) △△△△ (名) △△△△	□□□□□□□□ ○○○○○部 ○○クラス ○○長		○○学位			なし 閲覧 編集

「追加」をクリックして、研究者を追加します。
 本研究を実施する全ての研究者について、入力します。

研究組織情報の入力

- ・専門分野 研究者の専門分野を入力します。
- ・役割分担 本研究課題における役割分担を入力します。
- ・直接経費(千円) 研究者の2015年度の直接経費(総額)を入力します。
- ・間接経費(千円) 研究者の2015年度の一般管理費(総額)を入力します。
- ・エフォート(%) 提案書様式2(研究員一覧)の「エフォート(%)」を入力します。

一時保存 確認

入力チェック 提案書プレビュー

公募年度 / 公募名	2015年度 / 平成27年度 収益力向上のための研究開発
課題ID / 研究開発課題名(必須)	XXXXXXXX /

代表者情報確認	共通	応募時予算額	研究組織情報	応募・受入状況
添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄			

応募情報登録・修正前にファイルのアップロードが必要です。

名称	形式	サイズ	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	10MB	no file selected	
参考資料 参考資料ファイル	[PDF (PDF)]	10MB	no file selected	



添付ファイルの指定

- ・ 応募情報ファイル 提案書のPDFファイルを選択し、アップロードをクリックします。
- ・ 参考資料 / 参考資料ファイル1 特段の指示がない場合には、添付しません。任意に添付されたファイルについては、応募情報とはしません。

内容の確認

- ・ 入力チェックを行った後、提案書プレビューで内容を確認します。

応募情報を代表機関へ提出

- ・ 内容に間違いがなければ「確認」、「実行」をクリックします。

代表機関の事務代表者による「承認」

研究者による応募の後、代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、農林水産省へ応募情報を提出したことはありません。

「承認」を行った後、システムの「応募課題情報管理」画面において、処理状況が「配分機関処理中」になっていることを必ず確認してください。

〔表紙〕

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (委託プロジェクト研究名)」に対する
提 案 書

研究課題名：「〇〇〇〇〇の開発」

(別紙 1～6 に示した研究課題のうち提案する研究 (公募) 課題名を記載してください。)

※提案書は、研究課題ごとに作成してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

研究機関名 〇〇〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印 (※)
所在地 〇〇県〇〇市・・・・ (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)
連絡先 所属 〇〇部 △△課

役職名 〇〇〇〇部長
氏名 〇 〇 〇 〇
所在地 〇〇県〇〇市・・・・ (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)

※連絡先が所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載

TEL △△△△-△△-△△△△ (代表) 内線△△△△
FAX △△△△-△△-△△△△

(※) 応募者が所属する機関の長 (研究グループの場合は代表機関) の押印が必要となりますので、押印した応募書類を PDF に変換してアップロードしてください。

研究開発計画委託事業提案書【要約版】注) 1

研究課題名	「〇〇〇〇〇の開発」
1. 研究開発の概要	提案書[本文] 1の内容を数行程度（950文字以内）で簡潔に記載してください。
2. 研究体制	提案書[本文] 2の内容を数行程度で簡潔に記載してください。
3. 研究期間及び予算規模	提案書[本文] 4の内容を数行程度で簡潔に記載してください。
4. 連絡先 (共同で研究する場合は代表機関の連絡先)	研究機関名： 所在地：(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 担当者：所 属 役 職 名 氏 名 所 在 地 注) 2 T E L F A X

注) 1. 要約版は1枚以内にまとめてください。

2. 研究機関の所在地と一致する場合は記載の必要はありません。

2 事業実施体制

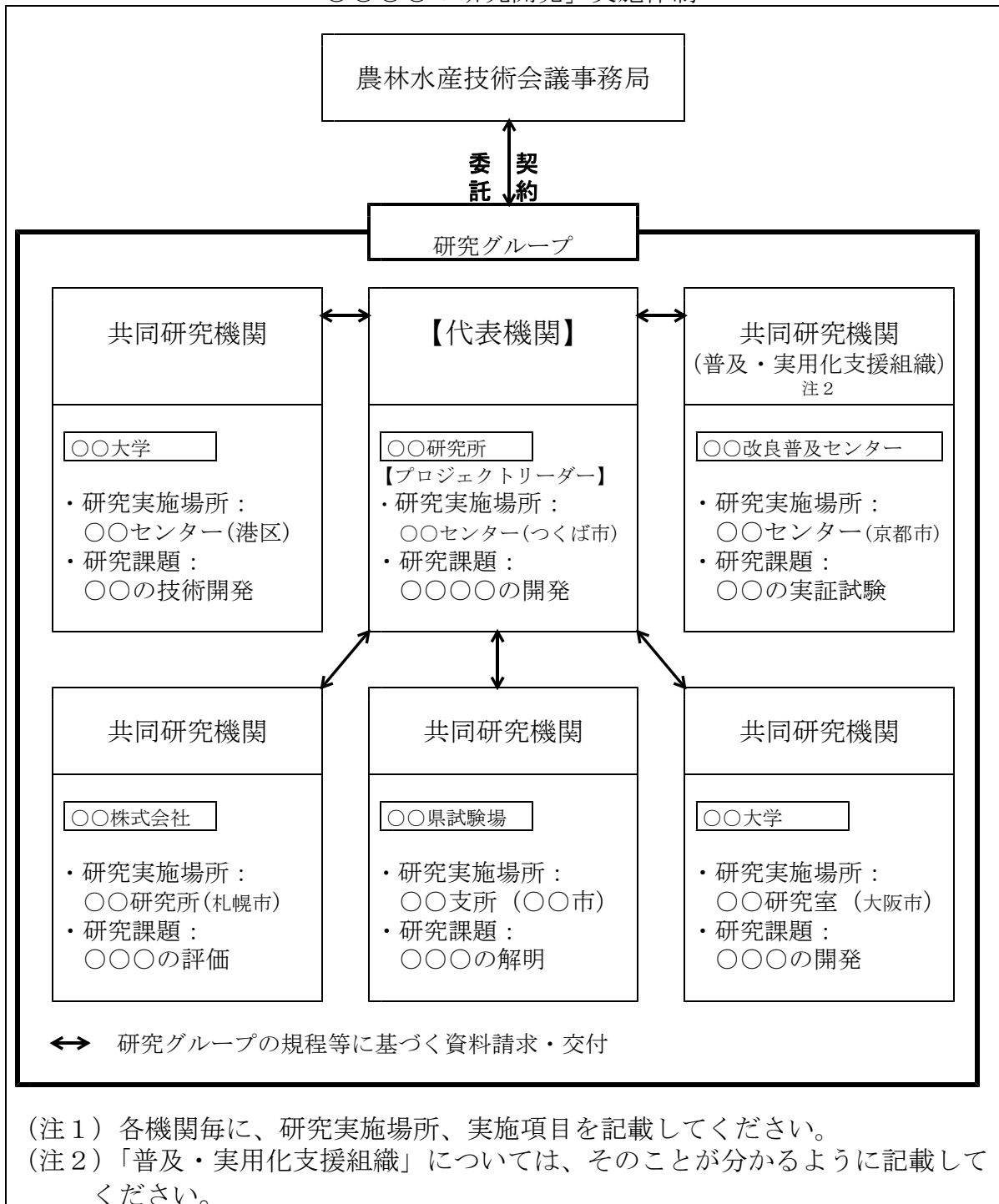
2-1 事業実施責任者（研究開発責任者、経理統括責任者、研究実施責任者、経理責任者）

代表 機 関	機関名				
	研究開発責任者 (プロジェクトリーダー)	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇課		
		TEL	**-* ***** -***(内線)	FAX	**-* ***** -*****
	経理統括責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇課		
		TEL	**-* ***** -***(内線)	FAX	**-* ***** -*****
	研究実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇課		
		TEL	**-* ***** -***(内線)	FAX	**-* ***** -*****
	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇課		
TEL		**-* ***** -***(内線)	FAX	**-* ***** -*****	
共同 研究 機 関	機関名				
	研究実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇課		
		TEL	**-* ***** -***(内線)	FAX	**-* ***** -*****
	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇課		
TEL		**-* ***** -***(内線)	FAX	**-* ***** -*****	
共同 研究 機 関	機関名				
	研究実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇課		
		TEL	**-* ***** -***(内線)	FAX	**-* ***** -*****
	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇課		
TEL		**-* ***** -***(内線)	FAX	**-* ***** -*****	

- 注) 1. 代表機関及び全ての共同研究機関について事業実施責任者を記載してください。
 2. 研究開発責任者と経理統括責任者、研究実施責任者と経理責任者は、別の者である必要があります。
 3. 必要に応じて用紙を追加して作成してください。

2-2 研究実施体制図
(例示)

「〇〇〇〇の研究開発」実施体制



2-3 研究実施場所

提案された研究課題を実施する場所とその選定した理由を記載してください。

(記載例)

代表機関：○○○○研究所
○○センター

選 定 理 由：□□□□

共 同 研 究 機 関：△△△△研究所○○センター
△△△△株式会社△△研究所
△△△△大学○○研究室
△△△△大学○○センター
△△△△改良普及センター○○センター

選 定 理 由：□□□□

(一部本邦外で実施する場合は、その理由も記載してください。)

2-4 研究開発責任者（プロジェクトリーダー）研究経歴書並びに研究員一覧及び研究員研究経歴書

研究開発責任者（プロジェクトリーダー）について、研究開発責任者研究経歴書（様式1）に記載してください。

代表機関及び共同研究機関の本研究課題に関係する研究員について、研究経歴を研究員一覧（様式2）及び研究員研究経歴書（様式3）に記載してください。

なお、研究支援者（分析・実験・研究補助担当者、装置製作・改造等担当者等）については、必ずしも提出の必要はありません。

2-5 研究実施機関（代表機関及び共同研究機関）

研究実施機関（代表機関及び共同研究機関）の業務概要、研究員数、財務状況等について、（様式4）に記載してください。

3 当該技術又は関連技術の研究開発実績

3-1 当該提案に有用な研究開発実績

研究課題に沿って、提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中での応募者の本研究開発又は本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置付け等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを、携わる全ての研究機関を対象に記載してください。

なお、関連の特許や論文等の一覧は別紙で記載していただいても結構です。

3-2 当該提案に使用する予定の設備等の保有状況

本委託事業を進めるに当たって使用する予定の主な設備等の保有状況とその用途を記載してください。

(例示)

設備等の名称	内 容 (使用目的、仕様等を記載してください。)

4 研究開発予算と研究員の年度展開及び初年度予算の概算

4-1 研究開発予算と研究員の年度展開

本委託事業を進めるためには、いかなる研究課題をどのような手順で行い、どの程度の経費が必要となるか以下のような一覧表にまとめてください。

なお、参考のため、研究計画スケジュールを表す線の下の（ ）内には、その年度に投入される研究員の予定人数を記載してください。

(単位：千円、人)

研究課題	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
1 ○○○の研究開発						
1-1 ○○○の調査	*** (*)					*** (*)
1-2 ○○○の開発	*** (*)	*** (*)				*** (*)
2 △△△の研究開発						
2-1 ×××の研究		*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)
2-2 □□□の実証			*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)
合 計	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)

注) 1. 消費税(8%)は、研究課題毎に内税で計上してください。

2. 提案者が研究課題を遂行するために必要な研究開発費を計上してください。
 なお、予算規模は、社会・経済状況、研究開発費の確保状況等によって変動し得ることもあり、総事業費規模については事務局が確約するものではありません。

4-2 平成27年度経費の見積

研究開発に必要な経費の見積額を応募要領Vの2の(1)に定める委託経費の対象となる経費に従って、記載してください。

(積算例)

(単位：円)

区 分	積算内訳
I 直接経費	**, ***
1 人件費	**, ***
2 謝 金	**, ***
3 旅 費	**, ***
4 試験研究費	**, ***
① 機械・備品費	**, ***
② 消耗品費	**, ***
③ 印刷製本費	**, ***
④ 借料及び損料	**, ***
⑤ 光熱水料	**, ***
⑥ 燃料費	**, ***
⑦ 会議費	**, ***
⑧ 賃 金	**, ***
⑨ 雑役務費	**, ***
II 一般管理費	**, ***
III 消費税等相当額	**, ***
総 額	**, ***

注) 1. 一般管理費の算定は、4 試験研究費の15%以内で計上してください。

2. III消費税等相当額は、I、IIの経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%を計上してください。

5 研究開発の実績等

5-1 現に実施又は応募している公的資金による研究開発

現に実施あるいは応募している公的資金による研究開発がある場合には、今回応募する研究開発責任者のほか、代表機関及び共同研究機関の研究員ごとに、制度名、研究課題名、実施期間及び予算額を記載してください。また、今回応募する研究課題と関連する場合は、その研究成果・内容を簡潔に記載するとともに、本委託事業の研究課題と明確に区別できることを記載してください。

(記載例)

研究開発責任者名 (所属機関)

〇〇費 (〇〇省)、「・・・に関する技術開発」(2014～2018)

〇〇助成費 (〇〇省)、「・・・に関する研究」(申請中)(2015～2017)

共同研究機関の研究員 (所属機関)

5-2 共同研究機関のグループとしてのこれまでの活動状況

研究課題を応募するに当たって、共同研究機関のグループ(完全に同じ研究実施体制でなくても結構です。)としてのこれまでの活動状況(産学官連携に関する研究会、検討会への参画、他機関との共同研究実績等)について、簡潔に記載してください。

5-3 現に実施又はこれから実施予定の、自己資金により平行して実施する研究開発

本研究課題を受託した後に、当該委託業務から得られた研究開発成果を実用化するために必要な実証研究、最適化研究、製品開発などの研究開発を平行して実施する際は、その研究概要、目標(性能等)を明らかにしてください。

また、受託を希望している研究と類似する自社研究を明確に区別できることを記載してください。

6 契約書に関する合意

事務局から提示された委託契約書(案)に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、以下の文章を記載してください。

「〇〇 〇〇(代表者氏名)」は、研究課題「〇〇〇〇〇の研究開発」の契約に際し、農林水産技術会議事務局から提示された委託契約書(案)に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で、提案書を提出します。

研究開発責任者 研究経歴書

氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
①所属			
②学位 [授与機関] [学 位] [取 得 年] [専 攻]			
③研究開発実務及び管理の経歴並びに受賞歴 (記載例) 平成〇〇-〇〇年 〇〇の研究開発 平成〇〇 〇〇の研究開発に関し〇〇学会〇〇賞受賞 平成〇〇-〇〇年「〇〇の研究開発プロジェクト」においてプロジェクトリーダー			
④現在参画しているプロジェクト名 1) 研究制度名: 〇〇省「〇〇の研究開発プロジェクト」 2) 研究課題名: 〇〇の研究開発 3) 研究実施期間: 平成〇〇-〇〇年 4) 研究費総額: 〇〇千円 5) エフォート: 〇%			
⑤本研究開発に関連する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等(筆頭者である必要はありません。) (記載例) [論文] 1) 農林太郎他、" 〇〇の個体有機構造"、〇〇学会誌、72巻10号、p. 930, 1998 [研究発表] 1) T.Norin,et.al,"Improvement of xxxxx Composites by xxxxxx" ,The xxx Fall meeting ' 99, Oct. 12, 1999. [特許] 1) 農林太郎他、" 〇〇組成物"、特開平10-123456			
⑥本研究課題との関係 (記載例) 平成〇年度から、本研究課題に関連する先導調査研究「〇〇の調査研究」に従事し、〇〇調査委員会の委員長を務める等主導的役割を果たしてきた。			

—記載方法—

- 研究開発管理の経歴には、研究開発プロジェクトにおけるプロジェクトリーダー、研究代表者、企業等における研究開発マネジメント等全ての御経験を御記入ください。
- 「本研究開発に関連する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等」とは、本研究課題に関連する研究成果とします。研究成果を示すものとしては、「論文(研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可。）」、「研究発表(学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可。）」、「特許」等があり得ますがこれに限定しません。なお、共著者、共同発表者又は共同発明者でもかまいません。「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記載があることが必要です。これらがない研究者においては、当該研究課題を遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技術者や分析担当者・技術動向調査担当者等の場合には、「論文」

「研究発表」「特許」等はない場合があります。この場合は、当該人物が研究に不可欠である旨を、彼らが有する技能や経験の観点から記載してください。

3. 記載紙面が不足した場合は、適宜追加してください。

研究員一覧

氏 名	所属・役職（職名）	主な研究経歴又は実績	エフォート （%）
○ ○ ○ ○ （△△博士）	（株）○○○○○ ○○○部○○○課長	当該研究課題に関連する主な研究経歴を数行程度で記載（研究員研究経歴書（様式3）を添付。）してください。	○○

注) 人件費を計上する場合には、エフォート欄に各研究員の年間の全仕事を100%とした場合に対する本委託事業が占める時間の配分割合(%)を整数で記載してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、通常の業務活動を含めた実質的な全仕事時間を指します。

研究員 研究経歴書

氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
①所属			
②学位 [授与機関] [学 位] [取 得 年] [専 攻]			
③研究開発経歴、受賞歴 (記載例) 平成〇〇－〇〇年 〇〇の研究開発 平成〇〇 〇〇の研究開発に関し〇〇学会〇〇賞受賞 平成〇〇－〇〇年「〇〇の研究開発プロジェクト」においてプロジェクトリ ーダー			
④現在参画しているプロジェクト名 (記載例) 〇〇省「〇〇の研究開発プロジェクト」において〇〇の研究開発			
⑤本研究開発に関連する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等（筆頭者である必要はありません。） (記載例) [論文] 1) 農林太郎他、” 〇〇の個体有機構造”、〇〇学会誌、72巻10号、p. 930, 1998 [研究発表] 1) T.Norin,et.al,"Improvement of xxxxx Composites by xxxxxx",The xxx Fall meeting '99, Oct. 12, 1999. [特許] 1) 農林太郎他、” 〇〇組成物”、特開平10-123456			
⑥本研究課題における役割 (記載例) 平成〇年度から、本研究課題に関連する「〇〇の研究」に従事し、専門分野である△△△の研究開発実績を基に□□□の目標をクリアするための研究に従事する。			

－記載方法－

1. 研究開発経歴は現職を含みます。過去の研究実績（参画プロジェクト）については、自社プロジェクトのみならず受託プロジェクト等も含めてください。
2. 「本研究開発に関連する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等」については、研究開発責任者研究経歴書（様式1）の記載方法の2を御参照願います。
3. 研究経歴書は、登録研究員全員分を御提出願います。人件費の発生しない研究員を登録する場合には、その旨を⑥に記載してください。

研究実施機関（代表機関及び共同研究機関）注）1

代表 機関	機関名	●●●●				
	業務概要	業務概要を2～3行で簡潔に記載してください。業務概要がインターネット上で閲覧可能な場合は、ホームページアドレスを記載してください。				
	研究員数	在籍する研究員総数（概数）				人
		うち、当該研究課題に携わる研究員数（概数）				人
	財務状況 注）2～3	年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
		当期純利益（千円）				
		資本金（千円）				
国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合 注）4		〇〇. 〇	%			
知的財産への取組状況 注）5						
共同 研究 機関	機関名	●●●●				
	業務概要	業務概要を2～3行で簡潔に記載してください。業務概要がインターネット上で閲覧可能な場合は、ホームページアドレスを記載してください。				
	研究員数	在籍する研究員総数（概数）				人
		うち、当該研究課題に携わる研究員数（概数）				人
	財務状況 注）2～3	年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
		当期純利益（千円）				
		資本金（千円）				
国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合 注）4		〇〇. 〇	%			
知的財産への取組状況 注）5						

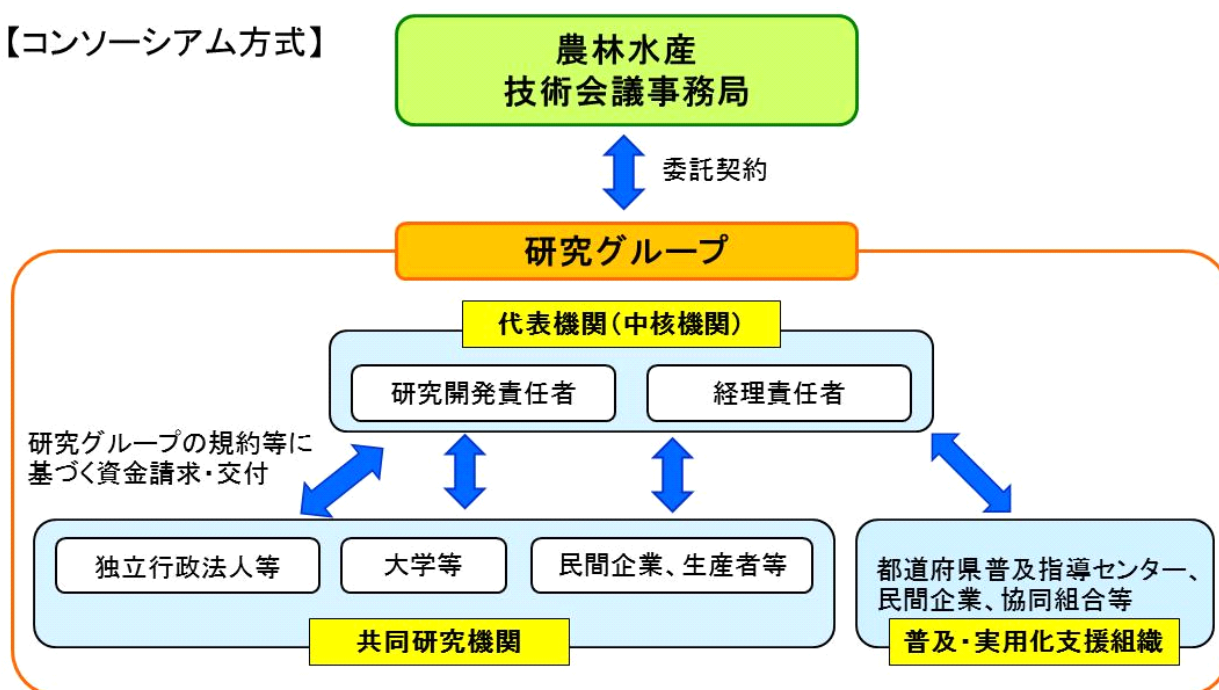
- 注） 1. 代表研究機関及び全ての共同研究機関について、記載してください。必要に応じて用紙を追加して作成してください。いずれの項目も概略でかまいません（詳細なパンフレット等の添付は不要です）。
2. 財務状況（当期純利益）は、「貸借対照表」又は「損益計算書」の金額を記入してください。
3. 地方公共団体に関しては、財務状況（当期純利益及び資本金）の記入の必要はありません。
4. 国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合に関しては、公益又は一般法人についてのみ、平成25年度の割合を記載してください。
5. 知的財産への取組状況に関しては、知的財産に係る体制、知的財産ポリシーの作成、その他取組について記載してください。

農林水産研究委託事業に係る契約方式について

複数の機関で構成される共同研究による、農林水産研究委託事業への応募及び当該事業の実施に当たっては、複数の研究機関等が共同して研究グループを構成している実態、その研究機関等相互の協働等を考慮し、研究機関が共同して構成した研究グループに農林水産省との契約を締結していただくこととしています。

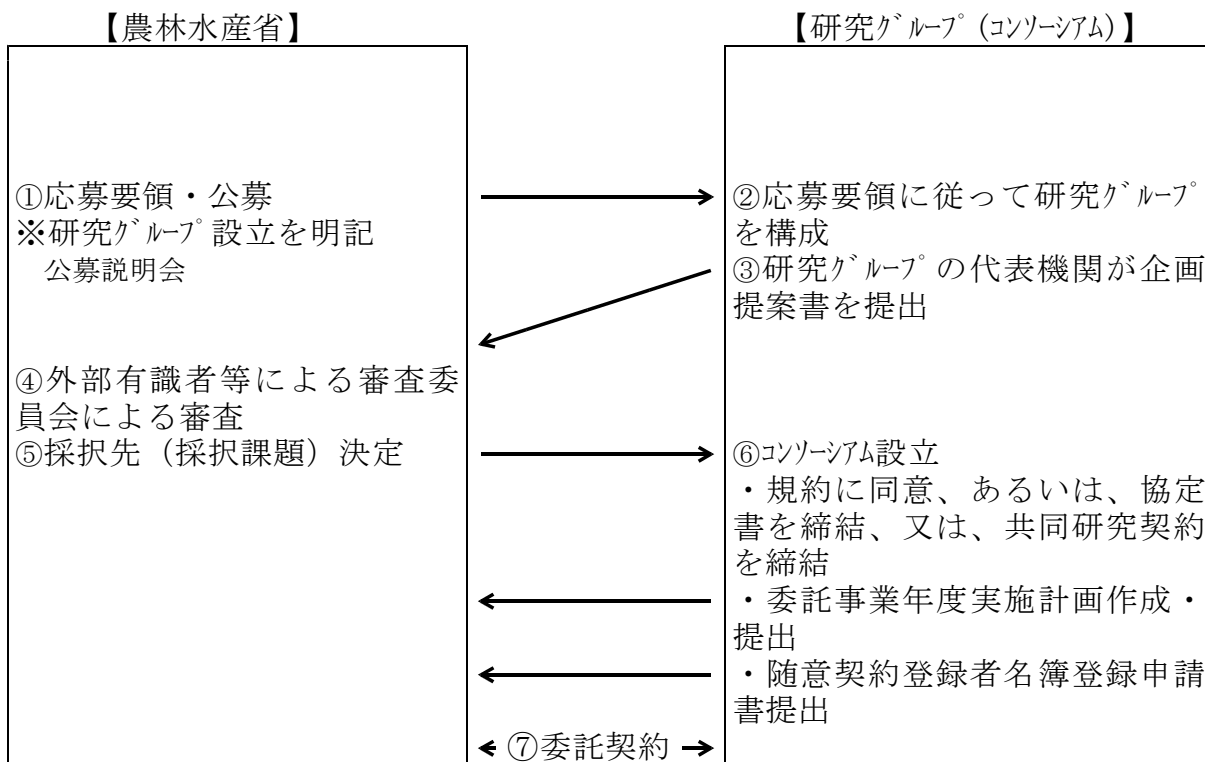
その際の事務の流れは次の1. 及び2. のとおりです。

【コンソーシアム方式】



※研究グループと農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関と農林水産省が契約していただきます。平成27年度委託プロジェクト研究応募要領Ⅲ 1 (2)「複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件」を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。研究費は、各研究機関等が責任を持って執行していただきます。

1. 公募から契約締結までの事務の流れ



※注1：⑥により、研究グループとして契約する体制を構築。

※注2：随意契約登録者名簿登録申請書は、農林水産省との契約を代表機関である法人名等で行う場合であって、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する場合は提出不要。

2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）

